

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、書記から朗読いたします。

○課長補佐（井上 均） 朗読いたします。

下総総第146号 令和7年9月12日、下田市議会議長、中村 敦様。

静岡県下田市市長、松木正一郎。

令和7年9月、下田市議会定例会議案の追加について。

このことについて、令和7年9月、下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので、申し入れます。

記、追加議案について。

1、議案名。議第64号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）。

2、理由。令和7年9月5日に発生した台風15号被災に係る復旧対応を早急に行うため、議案を追加するものです。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時13分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日、市長から提出されました議第64号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）議案の追加申出があります。

この際、議第64号議案を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第64号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって議第64号議案は、日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎報第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度下田市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

当局の報告を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度下田市一般会計補正予算（第2号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の14ページをお開きください。

報第7号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第8号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり、令和7年7月3日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるるものでございます。

別紙、水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、特定空家、旧富士屋ホテルの解体、緊急代執行に係る経費を計上したもので、早急に対応するため専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の1ページをお開きください。

令和7年度下田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億311万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから5

ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、建設課関係、20款5項3目19節雑入1,000円の追加は、特定空家解体工事に係る行政代執行費用徴収金でございます。

続きまして4ページ、5ページ、歳出の説明でございます。

財務課関係12款1項1目予備費699万9,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

建設課関係、7款7項2目5621、空き家等対策推進事業700万円の追加は、補正内容等欄に記載のとおり特定空家解体工事費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第8号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御承認のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の報告は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員

○12番（沢登英信） 収入の1,000円の補正は、やはり代執行して徴収をするんだという意思を1,000円で表したと、こういう具合に理解をするわけですけども、代執行の徴収のここの支払ってもらう・・・というのはあるのかないのか。どういう手だてを取るのかという点が1点と、2点目としまして、報道によりますと、鉄筋の部分と木造の部分があって、木造の部分は隣の人に、あるいは道路に被害を与えるということで、その部分だけを撤去すると、こういう報道がなされておりますが、そうしますと残された鉄筋の部分はどのように考えたらよろしいのかと。実態として、被害とかそういうものがないのかどうなのか、そこら辺のことをお尋ねしたいと。

それから、富士屋ホテルについて代執行されたわけですが、残念ながら町内には似たような廃屋と言ったらいいようなホテル、旅館等があるかと思うわけですが、それらの対応についてはどのように御検討されているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうから、まず収入の1,000円なんですけれども、今後につきましてはまだ工事が終了しておりませんので、ちょっと想定より瓦礫が多かったということで、今後ちょっと額が変更になる可能性もありますので、その額が確定次第、代執行にか

かった費用は当然所有者のほうに請求をする予定です。

残された部分につきましては、当然先日空き家等対策協議会も開催、今回の富士屋ホテルの代執行に関して、その後の空家等対策協議会、有識者の組織されている協議会を開催させていただいて、その後の対応としては当然またさらに勧告書を送って、建物の撤去を相手のほうに要請していくという方向性で進んでおります。

また、ほかのホテルにつきましては、議員御指摘のとおり市内には長期間使用されずに老朽化したホテルというのは確かにありますけれども、所有者の責任において一定の管理はされているものと考えてます。現時点で具体的な対応は考えていませんけれども、市民生活とか周辺環境に影響を及ぼさないか定期的に確認して、また状況によっては所有者に適切な管理を求めるとともに、先ほど言いました空家等対策協議会、そちらのほうでも意見を伺いながら対応していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

そうしますと、残された鉄筋の部分がどのぐらいの規模のもので、そこに危険物等々はないのかと、そして実際市がやるってことではないかとは思いますが、実際にそれらのものを撤去するという事になったら幾らぐらいの費用がかかるのか、そういう点について概算とか積算をされているかどうか、併せてお尋ねしたいと思います。危険物があるかないか、全部解体するとしたら総額幾らの費用がかかるのかというようなことを積算してるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 基本的には本当に所有者に撤去を要請していくわけですが、もし、仮の話ですけれども、残った建物を代執行ですということになりましたら、当然その前にPCBとかアスベストとか、そういったものがあるかどうかの調査はしなければいけないと考えております。あくまで概算ですけれども、今回執行、行政代執行した業者さんとお伺いしたところ、残った建物をもし解体するとなった場合には8,000万から1億円ぐらいかかるんじゃないかとは話は伺っております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 7月3日の専決ということで、予算の充用、流用という表現でよろしいのかなとは思いますが、実際代執行の宣言をされて、工事着手がたしか8月の20日ということで、9月5日の大雨にぎりぎり間に合ったのかなということで、まずは職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。

現在行っている工事の工期のほうがいつ終わるかということで、今黒い布団袋が置かれてると思われませんが、今後どういう形で工事が終わるか、工事内容の終わりの形を教えてくださいたいのと、期間を教えてくださいたいところがございます。

あともう一点、歳入のほうで科目をつくるということで、行政代執行費用徴収金1,000円を計上しておりますが、工事が完了して正式な下田市の債権というか、所有者に請求する金額、例えば今ある700万から800万に上がった場合は、この800万というものを今後計上していく予定なのかどうか、教えてくださいたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） まず、工事の終わりにつきましては9月の25日を工期として予定しております。

仕上げといいますか、瓦礫撤去をした後に、その後の安全対策として業者と相談したところ、ほとんど岩盤ということでしたので、当初ブルーシート等を考えていたんですが、トン土のう、大型土のうでブロック塀等がまだ残ってる場所があったもんですから、そういったものを防ぐような形で最後仕上げを考えております。

請求額につきましては、先ほど沢登議員からの質問にもあったとおり、ちょっと額のほうが変更になる可能性がありますので、代執行にかかった費用全額を所有者のほうに請求する予定でおります。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 歳入歳出上は下田市の債権、額が確定した時点で、雑入に見込額ということで計上して、今後未収金という形で次年度に繰り越していくのか、それともある程度回収の見込みが立った時点でこちらの歳入予算に補正していくのか、どのタイミングでというところがお決まりでしたら教えてくださいたいのと、債権の回収方法というものが、具体的にどういった方法があるかどうか、現状調査等をしているようであれば教えてくださいたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 歳入のその後の補正等は、実際にめどが立ってから、改めてそういった形で補正なり修正をお願いをするような形になると思います。

今後の請求の仕方ですけれども、まずは額が確定したら納付書を請求します、期限をもって。国税徴収法にのっとりやり方で進めていきますので、当然納付書を送付して、その後もし万が一納付がないようでしたら督促状を送付、その後滞納状態となった場合には財産調査や、例えばですけど差押えとか、そういった形に進んでいくものと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 長年の課題であったものが動き出したということで、近隣の住民または地区の方、またこういった施設を近隣に抱えてる方の希望が見えてきたのかなというところでございますので、引き続き御対応というか、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度下田市一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎第64号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第64号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、本日令和7年9月12日付にて追加上程させていただきました議第64号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

お手数ですが、別紙クリーム色の補正予算書、補正予算の概要及び補正予算の説明資料を御用意ください。

補正予算の内容でございますが、令和7年9月5日に発生した台風第15号による被災復旧経費を補正するもので、早急に対応しなければならないものにつきましては、一般会計で724万3,000円を予備費で対応させていただいておりますが、公共災害に該当する経費につきまして今回補正させていただくものでございます。

また、第4号の補正予算につきましては、第3号に追加して上程させていただくことから、補正前の額及び経緯につきましては、第3号補正後の金額となっております。補正予算の可決順序が入れ替わって可決されますと、当該補正予算の中で表示される補正前の額は実際の補正原型とは異なることとなります。しかしながら、補正予算における議決の対象は補正の額でございます。補正前額や計の欄は参考表示とされることから、このような形で提出させていただいているものでございます。もし議決をいただいた際には、補正番号もともに修正・整合を図っていくこととなりますので、見え消し版の補正予算書と差し替えさせていただきたいと思っております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ2,940万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,460万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから5

ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第2表地方債補正によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は2件でございます。1件目、起債の目的。公共河川道路橋梁施設災害復旧事業、限度額790万円は、市道北湯ケ野小坂線の路肩決壊に係る災害復旧工事に充てるため、災害復旧事業債を発行するもの。

2件目、起債の目的。単独河川道路橋梁施設災害復旧事業、限度額550万円は、市道北湯ケ野小坂線の路肩一帯に係る測量設計業務に充てるため、災害復旧事業債を発行するもので、追加2件の起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

お手数ですが、補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、財務課関係、21款8項1節現年発生補助災害復旧事業債790万円の追加、及び同2節現年発生単独災害復旧事業債550万円の追加は、先ほど予算書6ページにて御説明申し上げました追加2件に係るものでございます。

建設課関係、14款1項2目1節国庫土木施設災害復旧費負担金1,600万8,000円の増額は、市道北湯ケ野小坂線の災害復旧工事に対するもの。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、財務課関係、12款1項1目予備費53万2,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

建設課関係、10款2項2目7352、公共道路橋梁施設災害復旧事業（9月5日債）2,994万円の追加は、市道北湯ケ野小坂線に係る測量設計業務委託料、災害復旧工事費のほかでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第64号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、公共災害の部分については、資料もいただいたところがございますけれども、地方債で単独の部分が出ています。先日の全員協議会で被災箇所等の御説明がありましたけれども、どこが対象になってるとか、ちょっとそういうお話ござい

ませんで、予備費で充当されたというようなことなんで、ちょっとこの550万円を充当される工事の概要等があれば、出していただけるとありがたいと思いますけれど。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 補正予算書の15ページに、7352、公共道路橋梁災害復旧事業9月5日債ということで、公共債に関係する予算を計上させておりますけれども、測量設計業務550万、こちらが先ほど添付されたA3の資料の市道北湯ヶ野小坂線の路肩が決壊したところの部分の測量費を550万計上しております。復旧工事予算としては、今最大で2,400万円を見ているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 場所ですけれども、北湯ヶ野の結構井出運送の産廃場の奥なので、その一番奥に別荘地があるんですよ。伊豆ふるさと村とかいうような別荘地があって、それでもう空き家バンクのときに何件か扱って、しかも暮らしてらっしゃる方もいたような記憶があります。その手前に1軒、左側に大きな家があるんですけど、その方はもう僕の友人でしたけれどもお亡くなりになったので、今使われてないだろうなど。ふだんこの道を使われる方がね、僕の感触ではいるような気がするんですね。見たところ、この地図を見たところ、写真を見たところ、片側通行ならいけるのかなというところで、それでほとんどここを擦れ違うことは、これから冬になって漁の人が入ってきますんで、漁の人が入ってきたら漁の人と擦れ違う程度かなというような感じかと思うんですが、現在これ通行止めになっているのか、そして近隣住民でこの道を使われる方々の、何ていうんですかね、利便性みたいところで問題はないのか、その点をお伝えいただくのと、いつぐらいに大体これが復旧するのか、めどとしてお知らせください。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） この場所ですけれども、地図にあるとおり県道下田松崎線からの北側の方面の行々ミツの中間処分場の奥ですね、入ったところで、一応現場のほうは全部確認させていただいて、市道は行き止まりになっております。家が、空き家となっている家が2軒ありまして、その所有者の方に先日やっとな連絡が取れまして、ただもう現状使用していないという話を伺っております。また、地元の区長さんとも当然伝えてありますので、特段、現状使用している人がいないということで、通行止めという形で対応を取らせていただい

ます。

今後のその工事の復旧のめどなんですけれども、これから補正予算認めていただいたら測量に入って、その後国の査定等を受けて、工事に入れるまではおおよそ2か月ぐらいかかってしまうのかなという、早くてですけども、ちょっと牧之原の災害等ありますので、ちょっとどのぐらいのあれになるか分からないんですけれども、そこから工事に入りますので、ただ今年度中にはもちろん終わらせるつもりでは考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけど、この2,904万8,000円のこの歳入のほうの補正は、全て北湯ヶ野小坂線の復旧に関わるものであると、そしてその財源を得るために違う起債を受けたと、こういう理解でよろしいかという点と、この実態の井出運送さんの上の北湯ヶ野に住んでる人がいるんじゃないかって具合に理解してるんですけど、先ほどの答弁のように、この道路の上には住んでいる家はないと、人はいないと、こういう理解でよろしいかという点の確認と、どういうわけでの、恐らく雨で石垣が崩れたという、こういうことだろうと思うんですけど、どういう原因でここは一定の沢になって、ここからこの部分が崩れたという具合に想定がされますけども、そういう理解でよろしいのかと。

そうしますと、この沿線に人がいないのに急いで、住んでる人がいないのに、ほっとけば次々に崩れていくから急ぐ必要があるんだろうとも思うんですけども、どういう事情で早急に工事復旧しなければならないのかと。もし人が、住んでる人がいないということであれば、そこら辺の理由づけというのはどこにあるのかという点と、もう一点はこの状態から見ますと、ここだけではなくて、この沿線はまた崩れるところがあるんじゃないかって心配をするんですけど、そういう点検はきっちり済んでいるのかどうか、併せてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 今回の補正予算につきましては、今議員おっしゃられたようにこの北湯ヶ野小坂線の災害復旧に係る経費のみとなります。財源のほうも、それに充てるために起債のほうと国庫負担金のほうを計上しているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 先ほども答弁したとおり、奥に住んでいる方はいないです。そこは確認しております。

原因とといいますか、これはもう当然大雨で路肩が決壊したんですけれども、早急にやらないとどんどん被害が大きくなって、どんどん崩れて、さらに工事費もかかるといいますか、いよいよちょっと収拾がつかなくなるので、もう早く早急には工事のほうをやりたいとは考えております。

それ以外の場所なんですけど、パトロール、道路包括とかも含めてパトロールも実施しておりますので、現状では先日の全協で報告した一覧表のとおり、ちょっとあれですけれども、建設課の関係では現状、今のところ予備費で対応した分とここの北湯ヶ野の路肩の決壊等が確認されているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって議第64号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議第64号が可決されましたので、これに伴って、議第56号との間で、条項、字句、数字その他の整理が必要となります。

つきましては会議規則第43条の規定により、整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

補正予算の可決順序が入れ替わって可決されましたので、議第56号 一般会計補正予算（第3号）の中で表示されている補正前の額は、実際の予算現額とは異なりますが、補正予算における議決の対象は補正の額、補正額であり、補正前額や計の欄は参考表示とされることから、今回は第4号予算において第3号の補正後の額を補正前の額として、既に提出されている一般会計補正予算（第3号）を（第4号）と読み替えるものといたします。

◎議第50号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第50号 令和7年度下田市新庁舎備品購入（執務用事務備品）契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（平井孝一） それでは、議第50号 令和7年度下田市新庁舎備品購入（執務用事務備品）の契約締結について御説明申し上げます。

議案件名簿の15ページを御覧ください。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので、今回案件の予定価格が税込5,153万5,000円で、2,000万円以上の動産の買入りに該当するためでございます。

契約の目的は、下田市新庁舎備品購入（執務用事務備品）、契約方法は、制限付一般競争入札。

なお、入札について、当市の入札参加資格審査を受けている者のうち、業種は物品購入、登録業務名は備品機器類の登録があり、下田市に営業所等を有する業者と制限条件を付し、入札執行公告を行いました。結果、期限までに5者の参加申入れがあり、5社全てが入札参

加資格に適合し、7月31日に開札しております。

契約金額は税込で2,288万円。契約の相手先は株式会社下田OAシステム様。提案理由は下田市新庁舎備品購入（執務用事務備品）契約締結のためでございます。内容につきましては、説明資料にて申し上げます。

説明資料の13ページをお開きください。

事業目的は、新庁舎の整備。納入箇所は、下田市河内地内。納入期限は、令和8年3月27日でございます。購入備品は、納品一覧のとおり、事務机152台ほか7品目を購入するもので、金額は税抜き価格で合計2,080万円でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第50号 令和7年度下田市新庁舎備品購入（執務用事務備品）契約の締結についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 物品購入ということで、購入の、購入に合わせて既存の事務用品の処分が必要になってくると思いますが、今回の契約の中ではそういった処分に係る契約も併せての契約が、であるのかどうかというものを教えていただきたいのと、今後そういった新たに購入したものに替わるということで、それらの備品の処分方法等についてはどのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 今回の備品購入については、あくまでも新しくできる庁舎へ搬入するものですので、処分費は含まれておりません。

今後の処分については、これから今、跡地の活用利用の検討をしているんですが、それによってもし解体する等々、建物を解体する場合は、それと併せて備品等の処分をする必要があると考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第50号 令和7年度下田市新庁舎備品購入（執務用事務備品）契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） それでは、議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次の17ページのとおり制定するもので、提案理由は、廃棄物の処理手数料の見直しに伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明いたします。お手数ですが、議案説明資料の14ページを御覧ください。

廃棄物の処理手数料の見直しの背景といたしまして、平成19年7月1日から指定ごみ袋の

有料化を開始いたしまして、平成30年12月1日に15リットルの袋を追加し、令和元年10月1日の消費税率の改正に合わせて、45リットルの袋を30円から31円に、75リットルの袋を50円から52円に改正した以外、現在まで18年間、実質的な料金の見直しがされていない状況でございます。

また、ごみ処理につきましては、リサイクルの一層の推進が求められていることや、新たな分別処理、物価高騰による処理経費の増加、それから手数料の見直しは公共経営改革の各種見直しの一つといった背景がございます。

見直しの目的は、ごみの排出量に応じた適正な御負担をいただくこととありますが、副次的な効果として、例えばこれまで、食品トレーや紙類を燃えるごみに出していた方が、それらをリサイクルに回そうとするなどのリサイクルの一層の推進を図ることも期待できるものと考えております。

改正案の内容でございますが、収集手数料につきましては、指定ごみ袋1枚につき15リットルは10円から13円に、30リットルは20円から25円に、45リットルは31円から39円に、75リットルは52円から65円としまして、20枚入りで1セットで販売しておりますので、15リットルは200円から260円に、30リットルは400円から500円に、45リットルは620円から780円に、75リットルは1,040円から1,300円となります。

持込み手数料につきましては、現行が一般ごみが20キロ以下は100円、20キロを超えると10キロ当たり70円ですので、例えば、30キロなら30キロ掛ける7円で210円となります。粗大ごみも20キロ以下は100円、20キロを超えると10キロ当たり200円ですので、例えば30キロなら30キロ掛ける20円で600円となります。こちらを一般ごみと粗大ごみの区分を直接搬入による一般廃棄物に統一いたしまして、20キロ以下は100円という規定を廃止し、最初の10キログラムから200円とするものでございます。

また、現在、古紙や再生利用可能な古着類は無料としておりますが、ペットボトルも無料品目に追加いたします。ペットボトルを無料化する理由といたしましては、ペットボトルはきれいにした上で分別して出していただければ、有価で再生利用が可能となるものでございますけれども、適切に分別せず排出されたり、汚れた状態で出されますと資源化に回すことができません。ペットボトルを事業系可燃ごみから徹底して分別し、資源化の強化を図りたいと思います。

料金設定の考え方ですが、ごみ収集手数料の対象経費は、可燃ごみ収集運搬費用、指定ごみ袋作成費、指定ごみ袋を販売して下さるお店への販売手数料となり、リサイクル分別収

集等の費用は含んでなく、週2回のごみ収集に係る部分になります。令和5年度決算ベースで、ごみ収集手数料の対象経費は4,198万円、ごみ袋販売収入は2,776万円で、負担率は66%となっております。ごみは生活していく上でどうしても出るものでございますので、収集手数料をごみ袋代で賄いたいところではございますが、それには1.5倍の値上げが必要となり、家計への影響も大きいため、66%と100%の間になるよう1.25倍といたしました。

各御家庭への影響額といたしましては、ごみの日1回につきごみ袋を1つ出す御家庭があるとして、1年は52週ございますので、15リットルの場合は年間で312円、30リットルの場合は年間で520円、45リットルの場合は年間で832円、75リットルの場合は年間で1,352円の負担増となります。持込み手数料につきましては、環境省の一般廃棄物有料化の手引きでは、事業系一般廃棄物は廃棄物の処理原価相当の料金を徴収することが望ましいとされておりますけれども、清掃センターには、家庭からの粗大ごみの持込みも一定量ございますし、個人事業主のような場合、家庭のごみと事業のごみが混在して出されるなど、家庭系と事業系のごみの比率が不明となっております。家庭系と事業系を明確に区分することが現実的に難しい状況で、現価相当額まで料金を上げますと、市民個人に事業者と同じ負担を求めることとなりますので、一定程度の御負担をお願いしたいということで、改正前の料金体系では、10キログラムにつき70円で処理原価10キログラム当たり495円ですので、14%の負担となっておりますのでございますが、こちらを粗大ごみの料金の10キロにつき200円に上げ、ごみ処理原価に対しまして40%の御負担をいただきたいというものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

新旧対照表でございます。左側改正前、右が改正後、下線箇所が今回の改正になりまして、収集手数料につきましては、取扱い区分をリサイクル収集を目的に収集する新聞、雑誌、ダンボール及びペットボトル等を除く一般可燃物から、指定袋を使用する可燃ごみにし、金額も改めております。持込み手数料につきましては、一般可燃物、瓶、ガラス類、缶及び金属類と粗大ごみを直接搬入による一般廃棄物に統一し、1回20キロ以下は100円とするというただし書を削っております。

また、別表に備考として、再資源化を目的とした古紙類、古着類及びペットボトルは料金表から除くことと、直接搬入による一般廃棄物の単位については、10キログラム未満は10キログラムとみなすことを明記しました。

続きまして、17ページを御覧ください。

公共料金等審議会の答申書でございます。6月9日に諮問いたしまして、7月31日に改正

案について、適正な額であると答申をいただいております。審議会からは、手数料の見直しが必要な理由の丁寧な説明と、スムーズな料金移行方法の検討を行うよう、御意見をいただいております。

議案件名簿の17ページにお戻りいただき、附則でございます。

第1項施行期日は、この条例は令和8年4月1日から施行するというものでございます。

第2項経過措置として、料金移行時のごみ袋代の取扱いを定めたものでございます。指定ごみ袋は、月の前半に注文を受けたものは、月の後半に店舗へ納入され、月の後半に注文を受けたものは、翌月の前半に店舗へ納品されます。納品の際に、ごみ袋代收集手数料になりますけれども、この請求書を同時に店舗へ交付し、店舗が市へ納品の翌月末までに収めることとなっております。店舗では、後からお客様が購入の都度、ごみ袋代を回収しているという流れになりますので、3月中に納品し、請求書を交付したのものについては改正前の料金とし、3月後半に注文され、4月以降に納品し、請求書を交付するものは新料金とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。

15分まで休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 基本的にやはりごみ袋の料金の値上げ、ごみ袋の料金を取ること自身が、やはり地方自治体の状況から言えば、私は検討すべきことではないかと。ごみの処理は税金で行うというのが、やはり原則ではないかと思うわけです。したがって、収集の手数料はできるだけ低く下げるとというのが原則だと思うわけです。そして、それなりに徴収する根拠を御説明をいただいたかと思うわけです。料金設定の考え方につきまして、可燃ごみ

の収集運搬費及び指定ごみ袋の作成、指定ごみ袋を販売して下さるお店の手数料、あるいはリサイクル、したがってリサイクル分別収集等の費用は含んでいないと。したがって、この何%になるという、ここのところの比較している費用というのは、結局収集運搬費と指定ごみ袋の費用という具合になろうかと思うわけです。

そうしますと、その金額は全体で幾らになるのかということの一つお尋ねしたいということと、もう一つは持込み手数料の一般ごみと粗大ごみを一つにして、大ざっぱに言うと、一般ごみのほうの金額を粗大ごみと同じ金額に合わせていこうかと、そういう傾向が読み取れるわけですが、やはり一般ごみと粗大ごみを小さな商店等々が家庭、自分ところの家庭のごみと一体として出してくるので、その区分がつきにくいからこの区分ではなくて、一つの改正案の方向の直接搬入による一般廃棄物として、30キロ以上600円という値段にするんだと、こういう説明を受けたわけですが、基本的にはやはりその事業系ごみと事業系ごみでないものを、法律の体系上は分けるという仕組みになっていようかと思うわけです。したがって、そこはなかなか難しいこととは思いますが、難しいから一つにしてしまえばいいという考え方ではなくて、どのような仕組みを取っていたら事業系のごみと家庭のごみを仕分けして出してもらうことができるのかと、こういうことに私は力を注ぐべきではないかと思うわけです。

そういう意味では、事業系のごみというのは均一のごみ質で大量のものが一般家庭よりも出るという、こういう状態になろうと思っておりますし、実態的には今ほとんど栄協さんとかサガミシードさんとか、そういう収集事業者の方がいろんな事業系のごみを一緒にたにして持ってくるという実態になっているのではないのかと。だからそこら辺、特に夏場はそういう傾向が強いのではないかと思うわけです。ですからそのところの収集事業者に、どういう形で分別して収集してもらおうかということの協力っていいですか、お願いを、システムを実現していくかということも、そういう形で市民に料金値上げを要請するだけではなくて、こういう形で全体の収集費、あるいはこの焼却費を、ごみの処分にかかる費用を軽減をしていきますと、そういう努力も当局としてはするということを明確にしない中で、経費がかかるから料金だけ上げるんですよと。しかしそれは徴収市の1.5倍ですか、実態は66%ぐらいに今のよりも上げなきゃなんないのを、1.25%に抑えてるという説明ではございますが、そのところの努力はどうするのかと。

それから、当初ごみの、ごみ袋等の、何年でしたか、平成19年に導入した当時は、このことによって収益を上げるということよりも、ごみの量を、焼却する量を減らすためにこの制

度をつくるんだと、こういう説明を受けたという具合に自分は理解しているわけです。ところが今度の御説明は、例えばこれまでの食品トレーや紙類を増えるごみに出している方が、リサイクルに回そうとするような副次的な形でごみの減量化が図られるかもしれないと、この料金値上げによって。こういう期待を市民にしてるわけですが、これは私は実態的には期待外れになってしまうのではないかと。むしろこの際に、食品トレーや紙類を出している状態をどのようにしていったらいいのかというところを考え、解決してなきゃならないと思うわけです。自分も昼間、市内のお弁当を注文してるんですけど、そうしますと、毎回弁当のトレーが、容器が捨てるというような形にならざるを得なくなって、そういう使い方で大変申し訳ないと思うんですが、それらのものをどういうスタイルを取ったら、燃やすんじゃなくてリサイクルなり、ほかの処分ができるかという、そういうことの提案と、どうせ値上げするとしても併せて出てこなければならぬんじゃないかと、僕自身は思うわけです。

具体的にこのことによって、それでは財政的に幾らのこの費用を年間生み出そうとしてしているのかと。現状の中では、既にごみ袋の手数料とごみの代金は十分賄われて、一定の費用が収集費のほうに回せるって形になってるんじゃないかと思うんですけども、現状の分析と値上げしたときの総額の、予算上の金額はどうなるのかという点と、やはり基本的にはこの一般ごみと粗大ごみを一緒にするということがいかなもんかと私は思うわけです。そのためには、この体系をするにはやはりきっちりした調査が必要だと思うわけです。市内のどういう事業所からどういう種類のごみがどれだけ年間出てるのか、上下はあるでしょうけども、そういう調査なくして、一般ごみと粗大ごみを一体として徴収するというような料金体制は、私はいかなもんかと思いますが。そうしますと、実態的に粗大ごみとして持ち込まれている粗大ごみのごみの量はどんだけだと、そして具体的にどんな粗大ごみが主なるものとなっているのかということをお尋ねをしたいと思うわけです。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） ちょっと御質問がたくさんございましたので、漏れがありましたらまたお願いできればと思います。

1点目の、料金を取ることで自体のお話ございました。そもそも税金を取ってるので、それでやるのが原則じゃないかというお話ございました。これちょっと、誤解を恐れなくて申し上げるといふか、ちょっと表現がいいかどうかあれなんですけれども、そうしますと非課税の方はごみ処理が無料だということにもなりかねないので、ごみの排出に応じてそれなりの負担をしていただきたいというのが、こちらのほうの考え方となっております。

それから、ごみ収集運搬の費用の話がございまして、66%ぐらいの負担なんだけどじゃあ実際幾らなんだろうというお話がございましたけれども、こちらにつきましては、対象経費としますと週、各地区を2回回ってくれてる、今サガミシードさん回ってくれてますけれども、その収集運搬の料金と、ごみ袋の印刷するお金だと、ごみ袋を販売してくれてるお店にその実績に応じて払う委託料がございましてけれども、こちらが4,198万3,876円になっています。もう一度申し上げます、4,198万3,876円。これに対しまして、ごみ袋の販売実績が2,776万2,400円ですので、差額が1,422万1,476円ということで、負担率が大体66%ぐらいになってますよというところがございます。

それから、家庭系と事業系が区分できないので、清掃センターに持ち込まれる一般廃棄物として一個でくくるのはおかしいのではないかというお話ございましたけど、これは家庭系と事業系が区分できないからひとくくりにしようというのではなくて、可燃ごみのほうと粗大ごみのほうとで比較をしても、いずれも大体キロ当たりの処理原価に直しますと50円ぐらいの処理費になります。ですんで、粗大ごみだから高いとかということじゃなくて、大体50円ぐらいで処理原価は一般ごみでも可燃ごみでも同じですので、同じ粗大ごみのレベルまで可燃ごみのほう、一般ごみのほうを上げさせてもらって、40%の負担までしていただきたいというのが今回の区分を統一するところの考え方でございます。

それから、料金値上げをしても、私が先ほどお話ししたようなごみの分別の徹底とか、そういったものが進まないんじゃないのかというお話がございましたけど、実例としますと、ごみ処理手数料を値上げた自治体では、ごみの排出量が減ってますよというのは事例としては聞いておりますので、そこは実際にはこれからの話になりますけれども、成果としては現れるのかなというふうに考えておまして、どの程度の今回の値上げで増収を見込んでいいのかというお話ございましたけれども、こちらにつきましては、4,200万円ほどの増収を見込んでおります。内訳といたしますと、収集手数料、普通のごみ袋で出すほうと、収集手数料、こちらが10%程度減ったとして6年度の実績に対して0.9を掛けて、それを25%増収すると大体330万円ほどの増になるなど。

もう一個が、今度主に事業系の話になりますけれども、持込みごみのほうについては90%よりも多く、85%まで、要は15%の削減が図られるという想定をすると、大体3,900万円ほどの、今よりも増えるというところで4,200万円の増収を見込んでいるというところになります。

それから、プラスチックですとかそういった品目を増やすことでごみの、燃えるごみの排

出量を減らすのが先ではないかというお話ございました。こちらにつきましては、品目を増やす場合、またそういったストックヤードですとか処理設備の設置が必要になりますのと、あとどうしてもリサイクルを充実して強化していきますと、品目を増やしていきますと、それに応じてまたその処理費がかかってくるという状態もございますので、こちらにつきましてはどちらが先というお話ではなくて、まず取りかかるところからもう取りかかっていくというところでやってまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 粗大ごみの実態がどうかという、についての御答弁がなかったものから、それは答弁をお願いしたいと思います。

それで、この料金設定の考え方が、可燃ごみの収集運搬費と指定ごみ袋に限ると、リサイクル分別収集の費用は含まないんだよということで、いわゆる可燃ごみの収集運搬費の何%かという想定をしてるんだということですが、そうしますとごみ処理の一般的には収集だけではなくて、中間処理としてそれを燃やす形で今進めて、焼却炉で燃やすという形で、それが年間恐らく2億円ぐらい毎年かけてるという、全体で4億円から4億5,000万の処理費をかけてるってこういう状態になってよいかと思うんですが、これらを可燃ごみの収集運搬に限るという原則というか、そういうものはどこにあるのかと。これは全体を、中間処理も含めて市民にかぶせるだろうというようなことにならない根拠というのはどこにあるのかということをお尋ねしたいと、可燃ごみの収集運搬と指定ごみの指定ごみ袋の手販売手数料等のみの何%という形で料金を設定するんだよと、こういう枠組みのようですけど、その枠組みの法的な根拠というか、あるいは皆さんの当局のほうのお考えの根拠はどこにあるのかと。処理費はそれ以外もかかるわけですから、それを広げるというようなことがあっては私はいけないと思うものですから、そこの見解を明らかにしていただきたいと思うわけです。

それで、やはりこのペットボトル等を無料のほうで収集を広げるということは結構ですけども、実態的にはこれらの料金値上げとごみの減量化の計画を位置づけて市民にきっちり値上げをする一方では、こういう処分の経費ですね、削減あるいはごみの減量化は進めるんですよというものと、やはり一体として取り組まなくてはおかしいんじゃないかと思うわけです。その一部としては、ペットボトルを追加します、無料化のほうに追加しますってのはその一つの傾向かとは思いますが、しからばそれによって、この施策によってどれだけの量のペットボトルを削減することができるのかと、できないのかというような推測とい

うんですか調査というんでしょうか、そういうものをして、それに目指して市民の協力を得るといような、特にこれは市民だけではなくて、業界の協力をどう得るかってことが中心になってこようかと思うんですが、ほとんどこの一般家庭には訴えたにしましても、市内にある旅館、ホテルとかあるいは仕出屋さんとかに、直接こうこうこういう具合にして協力していただきたいと、この点はこうしていただきたいといような方針を出されてないんじゃないかと思うんです。そういうところまで至っていないんじゃないかと思うわけです。

ですから、こういう料金改定をするのであれば、そういうものと一体として出すべき課題ではないかと、4,200万円の歳入増を図るためにこの値上げをするのは、私としてはいかなものかと。少なくともそういう体制と料金値上げをするのであれば、自らの努力と市民への協力をお願いするんだというものが一体としてあるべきだとい具合に考えますが、どのようにお考えで、4,200万だけ集まればいいという、極端な言い方かもしれませんが、ことではいけないんじゃないかと私は思うわけです。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） まず、粗大ごみのほうの内訳のお話なんですけれども、まず可燃素材という、例えば大型の木製の家具ですとかそれなりにちょっと太さや長さのある木ですね、こういったものが大体65トンほど、あと不燃粗大という、鉄ですとか、自転車とかそういうもの、こちらが4トン強ですね。あと小型家電という、市役所とかでも回収ボックスを置いてますけれども、本当に小さい家電製品というんですかね、こちらが25トンほどになります。

続きまして、可燃ごみの収集手数料の根拠というお話なんですけれども、こちらにつきましては、この廃棄物の条例の中で、収集手数料といううたい方をしてますので、あくまでも今回の料金設定に当たっては、ごみ収集に係る部分で料金設定を考えてます。まず家庭の人からもらう分については、ですので、焼却したりですとか、灰の処分をしたりする部分については、このごみ袋のほうの料金設定の考え方からはまず除いてます。逆に、持込み手数料のほうにつきましては、持ち込むまでは事業者さん自らがやるとか、許可業者さんにお金を払ってやってもらってるものですから、その部分は当然うちのほうでは見てなくて、持込み手数料のほうで見てるのは中間処理と最終処分の費用に対して比べて見えています。

それから、ペットボトルがどれだけ削減されるのかというお話がございましたけれども、どれだけ削減されるのかというのはちょっと想定がなかなか難しく、まず一般家庭の方におかれましては、月2回のリサイクル分別収集ですとか、大きな商業施設に行かれたときに、

恐らくペットボトル持っていかれてると思うんです。ですので、そういう家庭から出るごみ袋の中にペットボトルが入ってるというのは、今はもうないと考えてます。ただ、事業系のほうについては、燃えるごみと一緒に混ぜられていたり、例えば中身が若干残っていたりしますとリサイクルのほうに回せないの、それについてはごっちゃになってると燃やしているという実態がありますので、そこについては今回この料金改正をさせてもらうことで、ペットボトルもちゃんと分けてくださいよというメッセージを出したいなというふうに考えております。

あと、事業者に対してこのごみの分け方というのが周知できてないんじゃないかというお話、大分前からいただいておりますので、今ちょうどいろいろなほかの自治体の先進事例等も調査しながらつくれるように、今準備をしようとしている最中でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。3回目です。

○12番（沢登英信） そういう意味では、収集事業者の皆さんの協力をどう得るのかと。実態的にはそこで出される事業系ごみがきっちり区分されて収集でき、できればそれにこしたことはないわけですけど、実態はどうしてもビン、缶とか、特に缶のアルミ等々は有料ですので、そこで仕分けして収集はしてようかと思えますけど、その他のものはどうしても一緒にして、車1台しかないというような形の中では、全部のものを詰め込んで清掃事務所のほうへ持ってくるということにならざるを得ないと思うわけですね、実態的には。

ですから、そういう意味では収集業者の皆さんにどういう協力体制を取っていただけるのかと、仕分等々についてですね、そういう指導が私は必要だろうと思うわけですが、持込みの業者にとりまして、この値上げの金額は恐らく3,900万ですか、持込みのほうは、3,900万のうちどのぐらいを持込み業者の人に負担をしていただくことになるのかと。そういうことの説明と兼ねて、金額だけではなくて、分別収集の協力体制を業者にお願いをしていくという、こういう取組が併せて必要ではないかと思えますが、その点についてはどうお考えかお尋ねをしたいと。市内の業者が、この3,900万のうちどのぐらいを負担するという具合にお考えになっているのかと。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 3,900万円のうち、許可業者というんですかね、そちらが何%ぐらい持ってくるのかというところを、ちょっと内訳として持込み手数料全体で算出してますので、持込み手数料全体があつて、それに料金改正をしたことで15%ほどの企業努力をさ

れて、減らした上で恐らく3,900万ぐらいの増収があるだろうということで考えておるんですけれども、その持込みの実情というんですかね、ごめんなさい、今許可業者が何%で、一般家庭の人の持込みが何%という数字をちょっと持ってないので正確な数字、数字は申し上げられないんですけれども、その許可業者さんと一般の人の持込みの合計の金額から得られる増収が3,900万というところで考えているところでございます。

最初のほうの御質問で、許可業者さんが事業者さんから集めるときのお話ございました。こちらは私もちょっと前に気になって、直接許可業者さんとも状況を伺ったことがあるんですけれども、ちゃんと分けてあるものを一緒に巻いてくるようなことはしませんよという話は聞いてますので、どちらが重要かというところ、収集に行く業者さんではなくて、そもそも排出する業者さんが一緒の袋に入れちゃうのか、それともそこできちんと分けて出して許可業者さんに渡されるのかというところがポイントだと思ってますので、そこはちょっと周知等に努めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今回、やはりごみを減らそうということが主眼になってきていて、なるべくリサイクルに回すものは回していく、その中でごみの量を減らして負担を減らしていくということが一番大きな目的かと思うんですが、データによりますと、県内でもやっぱり伊豆地域は比較のごみが多いと、1人当たりのごみが1キロを超えて、1日当たり1キロを超えていくという統計がありましてね。下田市も、手元で割と最近の例ですけれども、1位が熱海、2位が東伊豆、3位が西伊豆、4位が河津、5位が伊東、6位が下田というような形でごみの量が多いと。下田市では、1,200グラムぐらい、1.2キロぐらいのごみが毎日1人当たり出ると。それはかなりの部分が、伊豆に多いというのは、先ほども説明ありましたように別荘の方であるとか、別荘というよりはもっとやっぱり宿泊で遊びにいらっしゃる方々の、やはりごみがかかなり多いだろうということはもう自明の理といいますか、皆さん分かっているという中で、沢登議員がおっしゃってるのは、事業系ごみと仕分けすることによって、もうちょっと厳格化して見ていこうじゃないかというデータをつくっていこうということだと思んですが、まず作業と同時に必要なのは、やはり目標値をある程度定めて、そこに向かって作業していくような政策が必要じゃないかという気もいたします。というのも、静岡県内で掛川市が全国一ごみが少ないという、10万人から50万人の町の中で1位ということで、

久保田市長が就任以来それを、何ていいますか公約の第一に掲げるようなところもあって、一生懸命やられていて、現在下田の半分ぐらいですね、1日当たりのごみの量が、というようにところを達成してきております。

ですから、そうした先進事例が県内にあるわけで、状況環境が違うにしても、そこら辺の取組を今後数値化していくと、そんなような計画が現在あるのかないかどうかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） ちょっと今具体的に、手元に資料ないんですけども、先般、この年度替わり頃かと思えますけど、議員の皆様にご覧いただきまして、一般廃棄物処理基本計画の見直しのデータ配付をさせていただきました。そちらの中で、将来に向けての目標とか詳細の数字は記載してございますので、それに基づいて一般廃棄物処理基本計画に基づいて、将来的なごみの削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） その細かいごみ、結構細かく分別していくことになるというところで、数字が下がっていくと、いわゆる処理量が下がっていくということだと思いますけれども、そこら辺を目標値を、今年は何グラムぐらいにしようとかね、そんな形で市民に呼びかけるような政策も必要ではないかと。皆さんに協力していただかないとできないことですので、そんな形でよく言われるのが、マイナス1.5度をつくるんだということが言われるわけですが、ごみを減らせば温暖化が、に影響するということで、そんなようなスローガンを掲げて運動されてる方々もいらっしゃって、ですから市民の気持ちに直接訴えるような形で皆さんに御協力いただいて、それで何グラムに減らそうということで、毎年例えば目標を今年1,200グラム、1日1200グラムだとしたら、来年は1,100グラムにしようというような目標を掲げて、年度末に集計して、ここまで達成できました、皆さん御協力ありがとうございましたというような形で、市民と一緒にやっていくようなことが必要ではなかろうかというふうに思います。

引き続きの質問ですけれども、先週、一部のSNSの中で、下田市が個人情報保護の観点から氏名を記載しなくてもいいというようにごみ袋が販売され始めて、現在両方とあると思うんですけども、実際僕はスーパー全部と、あとドラッグストアと見て回ってきましたけど、新しいごみ袋が見つからなくて、古いのしかないから、みんな記名する欄があるわけで

すけれども、どこで手に入れたのか、新しい記名する欄のないごみ袋というのがSNS上で出て、それでどういうことなんだということで、分かる人が説明してくださるということで、ほとんどの人が今分かってないというような状況で、半年もすればごみ袋が変わりますんで、皆さん分かるかと思うんですが、その辺りの周知、今週の月曜日ですかね、やっていただいたと思うんですけれども、今後も広報を重ねてやっていく必要があるのではないのかということと、あとごみ袋が今度値段が上がることと、今回の新しいごみ袋で無記名になることがちょっとずれちゃったんで、それ一緒にやったら分かりやすかったんですけど、そこから辺の対応といいますか、今後ね、どうされるのかをお聞かせください。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） ごみ袋につきましては、この8月で事業者さんが変わりましたので、それに合わせまして施行ということではございますけれども、ごみの分別についてもおむね適正にされていると考えましたので、プライバシーの保護という視点から、8月納品分から順次更新していったという状況でございます。議員の皆様も多くの方からも、岡崎議員はじめ御意見いただいておりますので、先日メールと公式LINEでも流させていただきました。今度の9月の19日の回覧でも同じ広報を流させてもらう予定で、今います。

それからまた、今日新聞社の方から、キューロの関係の取材を受けますよということを課の中で聞きましたんで、そのごみ袋についても周知してもらうように、ちょっと依頼をしてくれよという話もしていますので、ちょっと広報がずれる形になってしまって御迷惑をおかけして申し訳なかったんですけども、そういった周知を今しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 所管の委員会なので簡潔に質問させていただきたいと思います。令和4年度の産業厚生委員会の所管事務調査報告書の中で、処理原価に基づく事業系ごみの有料化というものを提言させていただいております。ただいまの議案説明の中では、明確に生活系と事業系ごみを区分することが難しいというような御説明がございましたが、なぜほかの自治体ではできて下田市ができないというような結論に至ったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 持込み手数料という部分で見れば、例えば受付で家庭系なのかそれとも事業者なのかというヒアリングで、本当のことを答えてくれればという形のもので前提に進みますと、どちらなのかというのは分けることは可能かと思えますけれども、御存じのように週2回各地域を回って収集するごみに、可燃ごみ収集やってますけれども、こちらにおいても普通の事業者さんというんですかね、大規模じゃないところですか、自営業の方ですか、そういった方は普通にごみ袋を入れて出しています。ですので、燃える、可燃ごみのほうと、可燃ごみのほうに普通に出される事業系一般廃棄物と、許可業者さんに頼んでちゃんとお金を払って、何ていうんですかね、清掃センターへ運んでもらって処理している事業者さんと2つありますので、そこはちょっと整理をきちんとしていかなければいけないのかなど。収集で回ってるほうの中にも、それなりの率の事業系一般廃棄物が入り込んでいるというふうに考えてますので、持込み手数料のほうだけをどんって上げるような形で見えてしまいますと、可燃ごみのほうに出されてる事業者さんをスルーしてしまうという矛盾も生じるというところで、今回の提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ちょっと意見入ってしまうんですが、そういった点については今ごみ行政というものが市全体、また課も全体の課題という中で、しっかりワークショップであったり、今回の料金改定もパブリックコメントをしていく中で、やはり事業者さんと住民の方が同じ考えを持ってやっていくことで、そういった矛盾というものはなくなると私は考えております。

こういった審議会への諮問答申だけで方向性を決めるのではなくて、市全体がそういった取組をすることでこの事業系ごみ、これは1人1日当たりごみ排出量についてもそうですが、宿泊業が多いこの地域にとってのやはり事業系ごみというのが課題となっておりますので、今回の料金改定だけではなかなか課題解決には進んでいかないかなと思いますので、また細かな点については所管委員会の中で審査させていただきたいと思いますが、改めて令和4年度に提出させていただいた産業厚生委員会所管事務調査報告書のほうをお読み取りいただき、またこの点、この報告書の観点で、委員会の中で質問をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） よろしくお願いたします。

まず使用料ですとか税金、こういったものにつきましてはパブリックコメントの対象外になっていますので、そこはちょっと御承知おきいただければなど。ただ、事業系ごみの、何ていうんですかね、廃棄物処理法では、自らが処理するか委託をして運んでもらうという立てつけになってるんですけども、そういう事業系ごみの、正しいって言ったら失礼なんですけれども、適正な処理の仕方というのも併せて周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩します。

1時まで休憩とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議案の審議を続けます。たくさんございますので、質疑は活発かつ簡潔にお願いいたします。

◎議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） それでは、議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の18ページをお開きください。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。提案理由は、丸山市営住宅の一部を廃止するためでございます。改正内容につきましては、議

案説明資料の19ページを御覧ください。

別表第1中、丸山市営住宅の戸数を34から31に改正するものでございます。丸山住宅につきましては、昭和30年から34年築、木造平家建て34戸のうち、政策空き家が20戸ございます。この改正により削減する3戸の政策空き家につきましては、今年度中の解体撤去を予定しております。

お手数ですが、議案件名簿の19ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） 1点お聞きしたいのですが、今回3棟解体されるということで、この3棟に、残りの17棟ですかね、そういう下の計画というか、壊す順番の計画というのはあるのかちょっとお伺いしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 解体の計画ですけれども、基本的には下田市営住宅長寿命化計画に基づき順次解体していく予定です。担当課としては、予定では令和7年度に10戸、令和8年度に10戸の解体の計画をしておりましたが、補助金がちょっと、国の補助金が減額されて、今年度は3戸の解体となっております。隣接している、老朽化も著しい3戸から解体していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） その3棟を解体されるということなんですけど、丸山住宅、上から順番にあると思うんですけども、解体する順番というか、老朽化してたりとかそういったものがあるのかなと思うんですけども、上から解体していくのか下から解体していくのかとか、そういった流れみたいなのってあるんですかね。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 基本的には老朽化の著しいものから解体はしていきたいんですが、

今回は上のほうに並んでいる3棟を、隣接していることから一遍に解体することによって、経費も多少浮くのかなということでその3棟を選ばせていただいて解体する予定でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 現在の資料を見ますと、34棟あって3棟を削減をする予定なので、31棟であると、こういう具合に棟数は31棟ということになるかと思いますが、今の説明ですと、実際に住んでる方はこの31棟のうち20棟しかないという、こういう理解になる、なるんでしょうか。

そして7年度に10棟、8年度に10棟を、20棟壊しますと11棟しか残ってないわけですから、現実に住んでる人が現在何人いらっしゃるのか、そしてこの3棟の解体については当然もう、亡くなられるなりなんなりしてそこが空き家になってるということだろうと思うんですけども、解体を待つ空き家になっている戸数はどれだけあるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、そういう形で市営住宅が少なくなっていくわけですので、人口も減ってきますが、市営住宅の必要性といいますか、要望というのはどのようにお考えになっていらっしゃるのかと。そしてなかなか、新しい市営住宅を建てるというのも困難かと思しますので、市内の住宅棟を借り上げるなんなりして、市営住宅の方針というのは丸山住宅を全部廃止して地主さんに返せばいいということになってるのかどうなのか、今後の市営住宅の建設、ないしはそれらのような、市として住宅を確保するという計画というのはどのようにお考えになっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） すみません、現状の市営住宅、丸山市営住宅の現状なんですけれども、まず34戸ありまして、住んでいるところが12戸、政策空き家となっているのが20、倉庫等として使っているのが2戸で34棟、34戸になります。そのうちの今年度、今年度中に解体予定が3戸でございます。12戸に住んでいる方は、現状は15人が住んでおります。

必要性、新しい市営住宅の必要性というところなんですけれども、現在は河内、大沢にそれぞれ、河内のほうは4戸、大沢のほうには5戸と、現在空いている状態ですので、特段その必要性は今のところはないのかなとは考えてます。

先ほど説明したとおり、先ほど柏谷議員さんから質問の中で、下田市の市営住宅・・・は

下田市営住宅長寿命化計画というのを策定しておりますので、その中では丸山市営住宅は順次解体して、あと旧大沢の住宅もまた解体をしていく予定ではあります。河内の住宅と大沢の新しいほうの住宅については、適切に維持管理しながら継続をしていく計画となっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 分かりました。岡崎議員からこんな表をもらえましたので、こういうものは委員だけじゃなくて全部の人に配れば内容が分かりやすいかと思えます。

自分の経験ですと、大沢の住宅にしましても、隣の人の声が聞こえるだとか、隣同士の争いがありますよね、何ていいますか、というのはやはり、住む施設がやはり壁等を含めて不十分で、ちゃんときっちり遮音がされていないというような現状だろうと思うわけです。そして、河内にしましても4つ、大沢にしても5つ、5部屋が余ってるということですが、やはりきっちり人が、人権が確保できるような形で住まれる場所になってるのかなというような疑問を持たざるを得ないと思うわけです。

ですからやはり、河内にしても大変古くなってる建物ですし、一定の、何ていいますか、住まいとしてふさわしいようなものにしていかなければならないんじゃないかと、手を加える必要があるんじゃないかと私は思うんですけど。5つや4つが余ってるということも、単に余ってるというだけではなくて、そこに住みたいなという場合に、本当に思えるような施設になっているのかどうなのか、チェックする必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 昨年度ですかね、河内の住宅のほうにつきましては、かなり大きな給排水の工事とか実施しまして、そちらについても確かに建ってから大分年数もたっておりますけれども、しっかり状況を確認しながら、長寿命化を見据えてしっかりと適切に維持管理はしていきたいと考えております。

入居者同士のトラブルというのものはないことはいずれにしても、もちろん入居者同士で話し合ってもらうのが大前提なんですけれども、解決できない状態であれば、空いている部屋などを移動するとか、そういった措置は取れないことはないですの、でまたそういった相談には乗るような体制は取っているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開きください。

下田市企業職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定を、次ページ、21ページのとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえて、主要な改正を行うものです。

内容としましては、地方公務員の育児休業に関する法律の改正を踏まえて、企業職員の給与についても部分休業に関する改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。

改正の概要としまして、1日当たり2時間を超えない範囲で取得できる従来の部分休業に加え、1日当たりの上限がなく取得できるものに改正するものです。

議案説明資料20ページをお開きください。改正に係る新旧対照表でございます。

第12条の改正でございます。下線部が改正部分となります。第12条第2項中、1歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子に、一部を全部または一部（2時間を超えない範囲、または、1年につき市長が指定する時間を超えない範囲の時間に限る）に、「または」を「または、」に改めるものです。

お手数ですが、議案件名簿21ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。御審議のほど、よろしくお願

いします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市立保育所条例を廃止する条例を、別紙23ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市立下田保育所の廃止に伴い、下田市立保育所を廃止するためでございます。本年6月の市議会全員協議会において御報告させていただきましたが、下田市子ども・子育て会議において、令和4年3月に幼児教育・保育施設の在り方についてとして、施設を集約すべき状況が生じた場合は下田保育所の統合を検討し、再編を推進することが望ましいとする答申書が提出され、令和5年度から着手し、令和7年3月に策定した第3期子ども・子育て支援事業計画においては、利用者数の将来見込みや下田保育所の津波浸水想定区域内に含まれていることなどから、下田保育所と下田認定こども園の統合に向けて検討することを位置づけております。

こうしたことから、本年5月、下田市子ども・子育て会議において、下田市立特定教育・保育施設の再編についてとして諮問をいたしました。子ども・子育て会議では、3回の会議を開催し、下田認定こども園の1園化に伴う児童の受入れ体制として、定員や0歳児の配置転換に伴う施設改修案、児童の避難経路などについて意見、要望なども参考にしながら検討・協議を進めました。

お手数ですが、議案説明資料の23ページをお開きください。説明資料②となります。

下田市子ども・子育て会議からの答申書の写しでございます。令和7年7月22日、下田保育所と下田認定こども園の統合を推進するに当たり、課題はあるものの、統合することが望ましい。統合する時期については、教育委員会が令和8年5月に下田市役所河内庁舎へ移転することで、大規模な地震発生時の避難支援が困難になることから、令和8年度からの統合が望ましいとの答申をいただきました。

この答申を受け、7月定例教育委員会へ報告し、在園児の保護者の皆様へ方針と今後の対応について説明会を開催いたしました。保護者の皆様からは、受け入れる下田認定こども園の運営に対する御質問や、7月30日の津波警報に伴う下田保育所の避難対応に対する御意見などをいただきました。

今後は、入園希望者などを対象とした説明会の開催を予定し、個別相談にも応じながら丁寧に対応してまいりたいと思います。また、教育委員会8月定例会におきましては、在園児の保護者を対象とした再編説明会の状況も報告し、下田市立保育所条例を廃止する条例については特に御意見等はなく、御承認をいただきました。

ただし、教育委員の皆様からは、移転までの下田保育所における避難への対応に危惧される御意見を受けておりますので、適時避難訓練等も実施し、適切な避難対応ができるように準備をしてまいりたいと思います。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページにお戻りいただけますでしょうか。

下田市立保育所条例を廃止する条例でございます。附則でございますが、附則第1項は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、今回の下田市立保育所条例を廃止する条例の制定に伴いまして、条例の一部改正が必要となったため改正するもので、改正の内容につきましては、議案説明資料により御説明申し上げます。

大変申し訳ありませんが、もう一度お手数ですが議案説明資料のこちら21ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてあるところが改正する部分でございます。附則第2項は、下田市附属機関設置条例の一部を改正するもので、別表中「下田市立学校等再編審議会」の「等」を削除するもの、「保育所及び学校等」を「学校」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、22ページをお願いいたします。

こちらは附則第3項に伴いまして、下田市特別職の職員で非常職の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表中、各行の「保育所」を削除し、「認定こども園内科医、認定こども園歯科医、認定こども園眼科医」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 令和8年をもってこの保育所を廃止しようということですが、現在園長先生を含めて、この下田保育所の保育の職員の体制はどうなっているのかと。そして当然、廃止するってことになれば、その人たちはどのような形で新たな職場で仕事に就くことになるのかという点。今いる、当然子供たちの対応もそうですけども、そこに働いている職員の皆さんの対応と、お子さんの対応が廃止に向けてどのようなことになるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

令和8年をもって、やはり水害等々津波等々考えると高台がいいんだと、そういう理由と、子供たちが少なくなっていくという、この2つの理由かと思うわけですが、そうしますとやはり全ての施設が旧町っていいですか、平地からどんどんどんどんなくなってしまうと、こういう行政でいいのかというような思いも一方で出てこようかと思うわけですが、まだ今後検討するってことには当然なるんだろうと思いますが、子供のための児童館というんでしょうか、そういうもんもございませんし、子供に限った施設はない、きっちりしたものはないわけですので、やはり保育所がなくなっても、子供に関わるような施設として、この跡地を利用すべきではないかと私は思うわけです。

それらの検討は、どのような形でいつからどう始められることになるのか、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） ありがとうございます。

まず、先生たちに関しましては、基本的には正職の先生は認定こども園のほうに上がっていただくという形で考えています。ただし、会計年度さんにつきましては、やはりそこまで

の人員をしっかりと精査して、現在調整をしているところです。ですから具体的には、やはり何名か削減をとということを、当局としては考えております。

そういう中で、先生方にもしっかりと説明会のほうはさせていただきまして、特に会計年度さんにつきましては意向調査を取らせていただきました。この後、また個別の意向調査を基に、一人一人面談をすることを予定しております。ただ、現段階で意向調査を見る中では、やはり退職を希望する先生もおられまして、おおむね自分たちが予定していた方の人数、新しい新体制での園の人数におおむね合致するような方向で、要は正職の退職だとか、そういう部分も踏まえて、おおむねいけるかなというふうには考えています。

ただ1点、今回1つになることによって、本来先生の配置基準というところでの人数に関しては今後正職で賄えるということもありまして、現在フルタイムでお願いしている会計年度の先生方には、一応パートタイムということで考えていますということで伝えさせていただきました。一応その部分が足りない、正職のほうが少ないとなれば、そこはフルタイムでということも考えられるんですが、一園化に伴ってその部分は担任等正職で賄えるというふうに判断をいたしましたので、会計年度さん、またその意向を踏まえて考えていくというような状況で、現在進めているような状況になっています。

また、下田保育所の跡地に関しては、ちょっとまたここは市役所全体で考えていこうと。まずは今回の津波警報も受けて、保護者の方たちも前から先生方も特に、上のほうにというような、認定のほうにという要望が非常に強かったものですから、やはりそこを最優先をさせていただいたと。特に未就学児ということもありますので、優先をさせていただいて、跡地の利用は、本来ですとあその部分と一緒に考えるべきところはあるかもしれないんですが、急いで、ここの部分は上に上がるところを優先させていただいたという状況で、今後、市全体として考えていくことというふうに捉えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 委員会のほうであとは細かなことを進めたいと思いますが、正規の職員が何人で会計年度職員が現在何人いらっしゃるのか、それから前のときに子供たちの認定こども園のほうへの意向も説明を受けたような気がするんですけど、度忘れしちゃった面もありますので、分かれば繰り返して御回答をお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 現在、下田保育所のほうの正規の職員が9名、フルタイム、パ

ートが8名になっております。下田認定こども園のほうが正規の職員が15名、フルタイムが14名ということで、人数のほうはなっております。全部で正職が24名と、パート合わせて22名、合わせて46名という形になっております。

子供のほうが、園児のほうが合わせて下田保育所のほうは45名、認定こども園のが124名となっています。すみません、ちょっともしかしたら現状とは若干、すみません、違うかも、自分の資料が4月の時点での人数ですので、ちょっと変わってるかもしれないですが、おおむねその人数ということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 認定こども園が平成26年に開園しまして、東日本大震災の津波の被害を受けて、当時が下田保育所、認定こども園と一緒にならないかというようなお話を議会のほうからもありましたが、やはりその当時ですと子供の数があまりにも多くて、それはなかなか困難だというようなお話をさせてきていただきましたけど、この10年で認定こども園1園になるというようなことで、多少想定してたよりも非常に早い統合かなというふうに思います。しかし、津波浸水被害の軽減されるということで、その分については教育委員会も安心されるのではないかと思います。

ちょっとお伺いしたいのが、主要な施策の成果を拝見しますと、昨年4月1日現在ですと公立が361人定員で、合計181人。民間さんが180人の定員で140人ということで、合計541人の定員に対して323人の児童がいる。十分公立は1園で足りるところで、こういうことに踏み切られたと思います。もう既に募集を10月からかけられるということで、広報しただにも下田保育所の募集は行わないというようなことが掲載されていたかと思います。その中で、認定こども園については190人の募集というようなのをちょっと拝見したような気がします。その意図はどういうことなのか、例えば0、1、2歳児を多少多めに面倒見られるのか。それともまた来年度、誰でも通園制度でしたっけ、そういったものを考えられているのか。1,500万円の予算、予算審議はこの後ですけれども、その経費を使って、何ですか、教室をちょっと改装されるというようなこともあろうかと思いますが、どのくらいの、0、1、2、それから3歳、4歳、5歳、どの程度の、何ていいますか、上限、人員ということで考えられていらっしゃるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） ありがとうございます。定員についてはやはりいろいろ検討を

しまして、一番大きいのは民間さんとのバランスというところも非常に考慮したところがあります。実際の現状の人数は入れるような形でできるだけいきたいというところで、0歳児に関しては今3人、3人で受け入れているので、そのままであればというところ。1歳児に関しても、そのままの実際の現状の人数のところを考慮した形でというところで、一番大きなところはやはり、3歳、4歳、5歳のところが、実質的に幼稚園部がかなり減っているというところの中で、人数のほうを減らす形を取らせていただきました。こちらは民間さんのほうも、多少今年度から定員のほうの見直しがあったというところもあって、そちら側にもできるだけ、特に0、1に関してはまだ民間さんのほうも余裕があるという現状の中で、先生方と相談をして、定員のほうを現在案ということで示させていただいています。そういう中で的人数で合計で190というところで、現在考えているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） そうしますと今、下田保育所に通われている2歳児の方が、今後民間さんのほうへ行かれる、ある程度その希望も取られるのだとは思いますが、そういう調整を今後行っていくというような理解でよろしいでしょうか。

それとあと、下田幼稚園が廃園になった際には、通園バスも下田幼稚園を、付近を通過するようなルートを考えてというようなこともあったかと思えますけれども、今回下田保育所に通われているお子さん、保護者の方で、通園バスを利用されるというようなことで、また新たなルートも設定されるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） ありがとうございます。2歳から3歳とありますが、今の現状、今下田保育所に入っている児童の方がそのまま入っても上がれるという形には、人数的には考えています。ただ、民間さんのほうに移るよというのは、そこは御家族の判断というところの中で、一応受入れは全員できるという体制の人数、設定、定員のほうをさせていただいております。

土屋議員が言うように、一番自分たちも気にしてたのが通園の関係で、上に上がって困る保護者の方がいるんじゃないかということで、園長さんのほうにも数人いるんじゃないかというふうにお話を聞いていたんですが、今のところ直接そのお話を受けているところはないです。説明会でも、ちょっと終わってからとか個別に御相談をされるのかなというふうに思っていたんですが、現段階ではお話を受けていないので、ただ園長先生のほうはちょっと把

握をしている方がいるというふうに聞いていますので、そこは下田幼稚園同様、ちょっと個別にルートのほうはどこから乗る、今の場所のほうがいいのか、新たに設定するのかというのは、今後詰めていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 大体分かりました。保護者の皆様の要望に沿って、なるべくいろいろな案を出していただきたいと思います。

すみません、ちょっと、誰でも通園制度は来年認定こども園で実施されるのか、それだけ教えていただけますか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 一応、認定こども園で実施する方向ではいます。ただ、民間さんのほうでも実際ちょっと実施をしたいというような意向はお話を聞いているので、その辺をちょっと統一して、お互いにやっていくのか、それとも民間さんのほうがある程度受入れが可能だったら、そんなに正直こちらは緊急リフレッシュのほうの市預かり制度もやってますので、そちらの充実でいくのかというところをちょっと最終的にはまだ決めてないんですが、一応現段階ではやる方向では考えています。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

○産業振興課長（大原清志） 議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページをお開き願います。

24ページは、議案のかがみでございます。下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例を

24ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市農村体験宿泊施設を廃止するためでございます。

今回の廃止条例提案の経緯でございます。先般の8月29日の全員協議会でも御報告させていただいたところでございますが、下田市農村体験宿泊施設は、平成4年度より都市と農村の体験交流により地域の活性化を図ることを目的として運営を始め、平成30年度まで指定管理者制度により運営を続けてまいりましたが、平成31年度以降は指定管理者の選定に至らず、現在まで施設休止状態が続いております。

また、建設より34年目となり、老朽化も進んでいることから、公共施設として施設を維持・運営していくためには多大な改修費用等を要するため、今回条例を廃止し、普通財産貸付による民間活用の検討を進めていくものでございます。

25ページをお開き願います。

条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算案（第4号）につきまして御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算案の概要の御用意をお願いいたします。

9月補正、9月補正予算につきましては、その編成方針を市を取り巻く財政状況が非常に

厳しいことを念頭に、緊急を要するもの、国県補助事業等の変更に伴うもの、また、決算に伴うもの等について予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、令和6年度決算に基づく繰越金の増額や、特別会計への繰出金等の精算、また、交付額の確定による普通交付税等の増額、起債の増減を計上し、歳出では維持補修費などを計上したほか、財政調整基金及び減債基金の積立てや国県補助金の精算、4月の人事異動等に伴う人件費の調整などを行ったものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度下田市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,207万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,519万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正1、追加による、第2項債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正2、変更によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

追加が5件で、1件目は防災行政無線設備移設工事で、期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は、事業予定額1,311万円の範囲内で、防災行政無線設備移設工事に係る契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。

2件目は、指定ごみ袋作成納品管理業務委託料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額967万4,000円の範囲内で、指定ごみ袋作成納品管理業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。

3件目は、可燃ごみ収集業務委託料で、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は事業予定額1億1,106万8,000円の範囲内で、可燃ごみ収集業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度以降において支払うもの。

4件目は、下田市史通史編印刷製本業務で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額550万円の範囲内で、下田市史通史編印刷製本業務に係る契約を令和7年度

において締結し、令和8年度において支払うもの。

5件目は、ふるさと納税寄附管理プロモーション業務委託料で、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額はふるさとの納税の寄附管理プロモーション業務委託費のうち、本市が負担すべき額でございます。

9ページをお開きください。

変更は1件で、じん芥車購入は期間令和7年度から令和8年度までを令和7年度から令和9年度までに変更し、併せて限度額中の令和8年度を令和8年度以降に改めるものでございます。

1ページお戻りいただき、第3条地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は、第3表地方債補正1、追加による。第2項地方債の変更は、第3表地方債補正に変更によるというもので、補正予算書の10ページをお開きください。

地方債の追加は2件でございます。1件目、起債の目的、下田認定こども園改修事業。限度額1,350万円は、下田認定こども園の改修工事に対して、子ども・子育て支援事業債を発行するもの。

2件目、起債の目的、白浜漁港落石防止対策事業。限度額4,900万円は、白浜漁港（板見地区）の落石防止工事に対して緊急自然災害防止事業債を発行するもので、追加2件の起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

地方債の変更は5件でございます。1件目、起債の目的、新庁舎建設事業につきましては、工事費の追加に伴い、限度額13億6,500万円を限度額13万9,500万円に変更するもの。

2件目、起債の目的、避難所環境整備事業につきましては、地震津波対策等減災交付金の交付決定に伴い、限度額1,730万円を限度額2,160万円に変更するもの。

3件目、起債の目的、県営下田港湾改修事業につきましては、県の事業費追加による負担金の増額に伴い、限度額3,380万円を限度額3,920万円に変更するもの。

4件目、起債の目的、市営住宅解体事業につきましては、事業費の減額に伴い、限度額500万円を限度額190万円に変更するもの。

5件目は過疎対策事業債で、白浜小学校屋内運動場屋根改修事業の財源として、限度額3億2,800万円を限度額3億6,800万円に変更するものでございます。いずれも、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係20款5項3目19節雑入、27万3,000円の増額のうち、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金の増額及び公益的法人等派遣人件費負担金の減額は、派遣職員人件費の補正に伴うもの。

企画課関係、14款2項1目2節国庫物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金900万円の増額は、追加交付による増額。

18款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金255万円の増額は、充当先事業費の増減によるもの。

財務課関係、9款1項1目1節地方特例交付金31万6,000円の増額及び10款1項1目1節普通交付税2億3,771万円の増額は、交付額の確定によるもの。

4ページ、5ページをお開きください。

15款3項5目1節県費権限移譲事務交付金17万3,000円の増額は、交付確定によるもの。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金8,000万円の増額は、財源調整のための繰入れ。

19款1項1目1節繰越金2億1,603万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。

21款1項1目1節総務債から、ページをめくっていただき、6ページ、同7目1節水産事業債までの地方債の増減は、先ほど予算書10ページ、11ページにて御説明申し上げました追加2件及び変更5件に係るものでございます。

防災安全課関係、15款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金413万3,000円の減額は、交付決定によるもの。

20款5項2目2節一部事務組合過年度収入955万2,000円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分。

市民保健課関係、14款1項1目7節国庫・低所得者保険料軽減負担金500万円の減額は、本算定結果によるもの。

14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金16万2,000円の減額は、対象事業費の減によるもの。

14款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金173万7,000円の減額は、母子保健デジタル化に対する補助金の追加及び子ども・子育て支援交付金への組替えによるもの。

15款1項1目6節県費・低所得者保険料軽減負担金250万円の減額は、本算定結果によるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

15款2項3目1節県費保健衛生費補助金100万8,000円の減額は、子ども・子育て支援交付

金への組替えによるもの。

18款1項3目1節国民健康保険事業特別会計繰入金122万4,000円の増額から、同4目1節介護保険特別会計繰入金4,813万6,000円の増額。同5目1節後期高齢者医療特別会計繰入金200万5,000円の増額。

20款5項2目2節一部事務組合過年度収入437万7,000円の増額。同3節広域連合過年度収入231万2,000円の増額までは、いずれも前年度清算分でございます。

福祉事務所関係、14款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金8万2,000円の増額、及び同3節国庫・生活保護費補助金35万2,000円の増額は、システム改修に対するもの。

20款5項2目1節民生費過年度収入789万6,000円の増額は、前年度の精算によるもの。

環境対策課関係、20款5項2目2節一部事務組合過年度収入604万8,000円の増額は、安全衛生プラント組合負担金及び南伊豆地域清掃施設組合負担金の前年度清算分。

10ページ、11ページをお開きください。

同3目10節一部事務組合事務取扱受入金は、人件費の補正に伴い充当を組み替えるもの。

産業振興課関係、18款2項1目9節森林環境整備促進基金繰入金56万9,000円の増額は、林業振興事業費の増額に伴うもの。

20款5項3目19節雑入30万円の増額は、市町村振興協会から地域づくり推進事業助成を受けるもの。

建設課関係、14款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金427万2,000円の減額から、同2目国庫・地籍調査費補助金226万8,000円の減額。

14款2項5目3節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金186万2,000円の減額。

15款2項6目1節県費・地籍調査費補助金113万4,000円の減額までは、いずれも補助内示によるものです。

15款3項4目1節県費・土木費委託金78万7,000円の増額は、国道135号改良に伴う水路用地の購入事務委託金でございます。

12、13ページをお開きください。

学校教育課関係、14款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金416万9,000円の増額は、保健衛生費国庫補助金からの組替えによるもの。同4節国庫・保育対策総合支援事業費補助金110万円の追加は、民間保育所等におけるICT化推進事業に対するもの。同6目1節国庫・小学校費補助金78万2,000円の減額、及び同2節国庫・中学校費補助金31万3,000円の減額は、国補助メニューの変更によるもの。

15款2項3目3節県費・児童福祉費補助金205万9,000円の増額は、補正、保健衛生費県費補助金からの組替え。

20款5項2目1節民生費過年度収入112万1,000円の増額は、前年度の精算によるもの。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます職員人件費の増減につきましては、主に4月の人事異動に伴う調整であり、また、会計年度任用職員人件費の増減につきましても、雇用する職員が決定したことなどによる調整で補正内容等欄記載のとおりでございます。また、国庫県費返還金につきましてはいずれも前年度事業の精算によるものでございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務局117万2,000円の減額は、人件費、記念品、研修旅費。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費806万4,000円の増額は、時間外勤務手当、退職手当特別負担金のほか、人件費。同2目0110人事管理事務754万5,000円の減額から同7目0142庁舎管理事業66万9,000円の減額及び同0220施設管理事業33万円の減額までは人件費。同5項1目0650統計調査総務事務184万3,000円の増額は、人件費及び時間外勤務手当。同9項1目0910電算処理総務事務1,988万2,000円の増額は、人件費時間外手当、住基ネット統合端末設定業務委託備品ほか。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業18万4,000円の減額は、人件費、時間外手当のほか、地区集会所建築費補助金は、相玉区、下大沢区に対する補助。同16目0225新庁舎等建設推進事業3,010万円の増額は、普通旅費及び新庁舎情報通信設備の整備工事。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務137万3,000円の減額から同12目0300財政管理事務640万7,000円の減額、及び同15目0350工事検査事務53万1,000円の増額までは人件費。同17目0380財政調整基金3億2,000万円の増額は、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金から財政調整基金に積み立てるもの。同18目0385減債基金1億1,000万円の増額は、減債基金に積み立てるもの。

11款1項1目7700起債元金償還事務98万円の減額、及び同2目7710起債利子償還事務862万2,000円の減額は、令和6年度借入地方債の確定によるもの。

12款1項1目予備費1,421万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務3万7,000円の減額は、人件費。

16、17ページをお開きください。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務475万8,000円の減額は、人件費及び時間外勤

務手当。同 2 目0470市民税課税事務62万円の増額は、印刷製本費。同0471資産税課税事務105万2,000円の増額は、人件費及び印刷製本費。同0472市民税徴収事務128万1,000円の増額は、印刷製本費ほか法人市民税分の還付金。同0473地方税電子化事務29万5,000円の減額は、地方税共同機構負担金の確定によるもの。

防災安全課関係、2 款 8 項 1 目0860防災対策総務事務180万6,000円の増額は、人件費、時間外勤務手当ほか。

8 款 1 項 2 目5810消防団活動推進事業290万9,000円の増額は、時間外勤務手当、備品ほか人件費。

市民保健課関係、2 款 3 項 1 目0500戸籍住民基本台帳事務148万4,000円の増額は、時間外勤務手当備品ほか人件費。同0505住民基本台帳ネットワーク事務16万2,000円の減額及び 3 款 2 項 4 目1410指定介護予防支援事業11万9,000円の減額は、人件費。同 5 目1420介護保険施設等対策事業 7 万5,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金の精算によるもの。

3 款 6 項 1 目1850国民年金事務100万4,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当。同 7 項 1 目1901国民健康保険会計繰出金20万6,000円の増額及び同 8 項 1 目1950介護保険会計繰出金855万4,000円の減額は、各特別会計繰出金の増減。同 9 項 1 目1960後期高齢者医療事務17万1,000円の増額は、人件費のほか広域連合負担金は、令和 6 年度分の精算に係るもの。同 1965後期高齢者医療会計繰出金48万6,000円の減額は、特別会計繰出金。

4 款 1 項 1 目2000保健衛生総務事務496万9,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当、複写機使用料のほか、医療機関等物価高騰対策支援金の対象に下田看護学校を追加するもの。同 2 目2020予防接種事業660万6,000円の増額は、人件費、帯状疱疹に係る予防接種業務委託料の増額のほか、国庫返還金。同 3 目2040母子保健相談指導事業52万5,000円の増額は、国庫返還金。同2045妊婦のための支援給付事業132万7,000円の増額は、人件費ほか国庫返還金。

18、19ページをお開きください。

同 4 目2150健康増進事業 7 万8,000円の増額は、人件費。同 6 目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務1,682万9,000円の増額は、特別交付税の不採算地区医師派遣等経費等に係るもの。

福祉事務所関係、3 款 1 項 1 目1000社会福祉総務事務108万4,000円の増額は、人件費、時間外勤務手当ほか、広島原爆ピアノ演奏会業務委託。同 2 目1052在宅身体障害者（児）援護事業177万1,000円の増額は、国庫返還金。同 5 目1120障害福祉サービス事業57万3,000円の増額は、システム改修費ほか国庫返還金。同 3 項 1 目1450子供家庭相談事業 2 万3,000円の

増額は、人件費。同 7 目1700母子家庭等援護事業12万5,000円の増額は、国庫返還金。同 4 項 1 目1750生活保護総務事務983万円の増額は、人件費、時間外勤務手当ほか、国庫返還金。同1752生活保護適正実施推進事業107万9,000円の増額は、システム改修費ほか国庫返還金。

環境対策課関係、4 款 2 項 1 目2250清掃総務事務187万6,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当。同 4 目2300焼却場管理事務880万円の増額は、現焼却場施設の耐震診断を行うもの。同 5 目2381環境衛生事業16万円の減額は、人件費。同 6 目2405広域ごみ処理施設整備事業72万8,000円の増額は、人件費ほか訴訟代理人業務委託料、弁護士報酬。

産業振興課関係、2 款 1 項10目0246移住交流居住推進事業416万円の追加は、2 地域居住コーディネーター設置に係る報償費及び活動支援のための補助金。

5 款 1 項 1 目3000農業委員会事務 9 万7,000円の増額は、人件費のほか、新システムの導入により従来の農地台帳システム保守経費を減額するもの。同 2 目3050農業総務事務148万円の減額は、人件費、時間外勤務手当。同 3 目3100農業振興事業 9 万円の追加は、消耗品。同 4 目3200農業施設維持管理事業594万7,000円の増額は、農業施設維持管理にかかる修繕料、委託料、補修用資材のほか、大賀茂川改修に伴う農業水路付替え用地の購入費。同 5 目3250基幹集落センター管理運営事業10万円の増額は、修繕料。同 2 項 1 目3350林業振興事業60万2,000円の増額は、郵便料のほか、間伐事業の県標準単価変更によるもの。

20、21ページをお開きください。

同3353鳥獣被害対策事業13万9,000円の減額は、人件費。同 3 目3450保健休養林管理事業 35万円の増額は、修繕料のほか補修用材料、資材。同 3 項 1 目3600あずさ山の家管理運営事業55万9,000円の増額は、高圧コンデンサの低濃度 P C B 含有調査を行うもの。同 4 項 2 目 3750漁港管理事業4,940万1,000円の増額は、人件費、時間外勤務手当、修繕料のほか、白浜漁港（板見地区）ののり面測量設計業務及び落石防止工事を追加するもの。

6 款 1 項 1 目4000商工総務事務33万2,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当。同 2 目 4050商工振興事業400万円の増額は、空き店舗等活用創業支援事業補助金 8 件分を増額するもの。同4052企業誘致推進事業79万円の増額は、講師謝礼のほか、ワーケーション施設のインターネット接続料。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目4200観光まちづくり総務事務310万円の増額は、人件費及び時間外勤務手当ほかデジタルマップシステム利用料。同 3 目4350観光施設管理総務事務12万9,000円の増額は、人件費ほか運搬料。同 3 目4356旧澤村邸管理事業 3 万7,000円の増額は、人件費。同 4 目4380外ヶ岡交流館管理運営事業50万円の増額は、修繕料。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業800万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内の公共交通事業者に対し補助を行うもの。

7款1項1目4500土木総務事務26万9,000円の増額は、人件費、普通旅費ほか市道林山線に係る測量委託業務委託。同2項1目4500、道路維持事業3,872万円の増額は、人件費、修繕料、道路構造物点検業務委託ほか維持補修工事及び補修資材等。同2目4570交通安全施設整備事業860万円の増額は、交通安全施設設置工事。同3項1目4800河川維持事業900万円の増額は、修繕料及び維持補修工事。同2目4900排水路維持事業1,028万7,000円の増額は、修繕料、維持補修工事のほか、水路用地購入費。同4項1目5100港湾総務事務18万2,000円の増額は、静岡県港湾振興協会負担金の確定。同5110県港湾事業費負担事務600万円の増額は、港湾整備改修事業負担金で、県港湾事業の追加に伴うもの。同5目、5項1目5150都市計画総務事務68万2,000円の増額は、人件費ほか備品購入費。同5151都市計画マスタープラン推進事業13万6,000円の増額は、伊豆急下田駅周辺地区整備検討委員会委員謝礼。

22ページ、23ページをお開きください。

同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業97万2,000円の減額は、人件費、車借上げ料ほか、建設制度活用地の冬季準備業務委託。同4目5250都市公園維持管理事業260万円の増額は、修繕料のほか、敷根温水プール高圧コンデンサ低濃度PCB含有調査を行うもの。同7項1目5600市営住宅維持管理事業650万円の減額は、解体工事費の減額。同2目5621空き家等対策推進事業150万円の減額は、事業費の確定によるもの。同3目5630急傾斜地対策事業96万4,000円の増額は、負担金の確定によるもの。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業237万3,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当。同4目1600民間保育所事業208万7,000円の増額は、国庫返還金のほか、民間保育所のICT化に関する補助金を追加するもの。同5目1670認定こども園管理運営事業1,269万円の増額は、人件費、時間外勤務手当のほか、令和8年4月の下田保育所と下田認定こども園の統合に向けた消耗品や備品購入、施設の一部改修を行うもの。同6目1452放課後児童対策事業226万7,000円の減額は、人件費。

9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務927万円の増額は、人件費、時間外勤務手当、小学校のあり方検討会議に係る講師参加者謝礼のほか、ネットワークアセスメント事業委託は、業務委託は小中学校のGIGA端末ネットワーク環境の調査を行うもの。同4目6030児童生徒適応指導事業148万5,000円の減額は、人件費。同2項1目6050小学校管理事業5,828万8,000円の増額は、人件費、各学校の消耗品修繕料のほか、白浜小学校屋内運動場屋根の

防水工事を行うもの。同 2 目 6090 小学校教育振興事業 58 万 6,000 円の増額は、人件費ほか、各学校に係る消耗品備品など。同 3 項 1 目 6150 中学校管理事業 1,296 万 4,000 円の増額は、人件費、消耗品修繕料などのほか、旧稲梓中学校の借地部分に設置されている水路の撤去工事を行うもの。同 2 目 6190 中学校教育振興事業 12 万円の増額は、複写機使用料。同 6 項 1 目 6800 学校給食管理運営事業 532 万 2,000 円の増額は、人件費、修繕料のほか、炊飯施設の整備に向けた実施設計の委託料でございます。

生涯学習課関係、9 款 4 項 1 目 6350 社会教育総務事務 249 万 7,000 円の増額は、人件費ほか時間外勤務手当。同 4 目 6500 芸術文化振興事業 15 万 8,000 円の減額は、人件費、修繕料のほか、吉田松陰寓居処の支障木伐採を行うもの。同 5 目 6550 公民館管理運営事業 30 万円の増額は、修繕料。同 6 目 6600 図書館管理運営事業 121 万 5,000 円の減額は、人件費、時間外勤務手当ほか講師謝礼。

24、25 ページをお開きください。

同 7 目 6650 市史編さん事業 346 万 1,000 円の減額は、人件費のほか、下田市原稿データ作成業務委託の減額は、印刷製本と合わせ、債務負担に組み替えるもの。同 5 項 1 目 6701、スポーツ振興事業 106 万円の増額は、ホームページ改修費のほか、スポーツ合宿等誘致補助金を増額するもの。同 7 項 1 目 6900、市民文化会館管理運営事業 120 万円の増額は、修繕料。

選挙管理委員会関係、2 款 4 項 1 目 0550 選挙管理委員会事務 160 万 8,000 円の減額及び監査委員事務局関係、2 款 6 項 1 目 0700 監査委員事務 57 万 5,000 円の増額は、いずれも人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第 56 号 令和 7 年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。

25 分まで休憩します。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

本案に対する質疑を許します。

6 番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 補正予算の概要の18、19ページです。0246移住交流推進事業の2地域移住コーディネーターの件なんですけれども、こちらは国の事業だと思うんですが、交付金は国なのか市なのか、その辺をお伺いしたいんですが。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） この2地域居住コーディネーターの関係でございます。こちらにつきましては、国土交通省のほうが今年度より創設した事業でございます、交付金ではなく、特別交付税措置により年間1人500万円まで100%、10分の10措置されるというものでございます。

今回、2地域居住の関係につきましては、下田市といたしましてこの4月より7月までの間。国土交通省の2地域居住の官民連携先導プロジェクトと、全国で26か所選定されてるんですけれども、その形で、コミュニティマネジャー育成型2地域居住モデルの実証実験というのをしてございました。こちらにつきましては7月までで、末で実証実験のほうが終わってしまったものですから、今回、特別交付税100%措置のこのコーディネーターの事業を使いまして、そちらのモデルを若干の間引き継ぐとともに、関係人口獲得の一つの施策といたしまして、2地域居住に関するもの、情報の提供ですとか相談、あと受入れ環境の整備といったものをしていただくというふうに思ってる所存でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ありがとうございます。

このコーディネーターになる方、こういった方をというのは、今の段階では検討されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） こちらにつきましては、現在行っておりました実証実験の関係についても行っている一般社団法人の世代政策研究所さんと相談して、こういった形を減らせるのかとかいう部分も含めて検討しているところでございますけれども、イメージといたしますと、地域おこし協力隊と同じようなスキームでございます。また今回、そういった形で全国で、まだ事例がないということで、多分下田市が初の事例という形になるかと思いますので、またスキームのほうはまだはっきりとはしてないんですけれども、そういった部分と相談させていただいて、やっぴいこうと。また予算が通りましたら、募集のほうをかけて採用できればというふうに思ってます。

ただ、地域おこし協力隊につきましては、基本的に市外のといいますか、首都圏に居住の方を来ていただいて、地域おこしをしていただくという形になりますけども、こちらにつきましては市民の方でも大丈夫というものでございますので、今後こういった形で、予算が通りましたら募集のほうをかけて検討したいというふうに思っております。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 常任委員会以外のところですので、ちょっと教えてください。概要のほうの19ページの福祉事務所のほうの広島被爆ピアノ演奏会業務委託ということですが、どういう内容なのかを教えてください。

次に、20、23ページのほうで、学校教育課のほうで、下田認定こども園改修工事という、これ先ほどあった、下田保育所の統合の中で必要な改修のようですが、ちょっと簡単にどういう改修内容か教えてください。

それから、その下の段の小中学校児童生徒対外派遣費補助金ということですが、これ決算のほうでもこの項目があって、昨年のもものでは400万ほどですか、使われてますけれど、今回ここで補正ということですが、昨年に比してどういう状況だったのかを教えてください。

それから、その下のほうに、旧稲梓中学校水路撤去工事ということですが、ちょっと稲梓中学の状況というのを知りませんので、この水路撤去というのはどういう状況のものを工事するのかというのを教えてください。

あと、次に25ページのところの下田市スポーツ合宿等誘致補助金ということで100万ほど補正になっておりますが、これも昨年のこの決算のほうでは、合宿の状況を説明をされてますが、ここで補正をされるということは、昨年に比して、例えば合宿の補助が必要なだけ多くなってきたのか、あるいはこの補助、合宿を誘致したときに、例えば宿泊とか、飲食とか、それぞれまちの中に経済効果というのがどういう形で出てくるかというような形でやられてるのか、少し内容を教えてください。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） まず、18、19ページの広島被爆ピアノ演奏会業務委託41万7,000円の内訳ですけれども、主に被爆ピアノの運搬費、広島からの運搬費が主になりますのと、あとそれにかかる諸経費等でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、まず初めに下田認定こども園の改修工事の概要になります。こちらは、認定こども園の3歳児予備室というところがありまして、そちらのほうを今回0歳児室に変えるということで予定をしています。今は0歳児と1歳児が同じ部屋で0、1という形で運営をしているんですが、それを分けて、そちらのほうは1歳児室にして、0歳児室をとということで予定しております。

また、こちら内容的には手洗い場を設置したり、その床の防水工事、また壁の部分の改修を行ったり畳の整備を、フロアマットとか、あと照明のほうもちょっと暗いものですから、LEDに替えさせていただくというところで、あとトイレの部分にお尻洗い場などを、工事の予定しております。こちらまた、現地用にちょっと図面のほうを、委員会用ですがつくってありますので、もしあれでしたら後ほどお配りをさせていただきたいと思います。

続きまして、小中学生の対外派遣の補助金になります。こちらのほうが、今回下田中学校の女子のソフトテニス部さんのほうが東海4県まで出場したというところもありまして、各校の中体連のほうで大分、要は県大会にかかった経費がというところと、また今新チーム、要は1、2年生の新チームで動いている今後の見込みというところで、一応学校のほうから実際にかかる、一応補助の基準がそれぞれありますので、そちらのほうで見た部分で再度見直したところ、今回補正額のほうを要求をされてきたという形になります。全部で、今回ですと520万ぐらいを一応今後予定しているということで、かなり昨年度からは多く、基本的には中体連までが実績、秋からの今始まっている新人戦のほうが見込みという形の中で、学校さんのほうから要求があった分を計上させていただいております。

続きまして、稲梓中学校の水路の撤去工事になります。こちらが繰越しで、今回決算のほうでも現地のほうには行って見ていただきますが、解体工事のほうを実際行いました。それに伴って外構のほうで、今回体育館側の奥のほうから下に、国道のほうに流れるように水路が設置してあったんですが、今回のその解体の工事に合わせてそちら側の水路のほうには水が流れないように勾配のほうを変更をしていったと。実際にはその水路の部分は借地というところもありまして、地権者の方と相談をして、もうそちらのほうへはある意味学校側の水は流れないというところもありまして、撤去工事という形で、その借地の部分はお返しするという形での今回補正予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 私のほうから、御質問いただきました下田市スポーツ合宿の

誘致補助金のほうについて御説明させていただきます。

今回、補正予算で100万円を計上させていただきました。当初予算100万円だったということですね。これ4月から、実はこの隣、概要書の隣の、隣といいますかね、同じ事業の中でスポーツ合宿、大会誘致推進事業ホームページ改修事業といった委託料を6万円ほど計上させていただきましたけれども、こちらのほうで4月から大会誘致、合宿誘致のホームページを立ち上げまして、それで誘致を行っているところなんですけれども、これが非常に好評といますか、7月の時点でもう4,000件以上のアクセスがあって、そうした中で合宿の問合せも非常に多いという中で、今実績としましては、1団体台風、都合により中止になりましたけれども、9団体が補助金を利用して、延べ参加人数としましては279人、延べ宿泊数としては約900件、900泊といったような効果が上がっておるところなんですけれども、これはすみません、概要なんですけれども、市内の宿泊施設に延べ20泊を条件としておりまして、その中で補助対象としまして宿泊費、交通費、あるいはバスの借上げ料につきまして、上限10万円で補助するという形で行っております。

実績を見ますと、やっぱり水泳が7件、それからサッカー、野球、剣道といった団体が利用していただいていると。現在のところ、もうほぼ100万円といますか、予算に迫るような状況ですので、またプールの予約状況ですとか、問合せの状況を見まして100万円を計上させていただきます、さらに下田市の合宿誘致といったものを強化、進めていきたいというところでもあります。

以上であります。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） ありがとうございます。

このピアノの演奏会ですけど、多分イベント的になるんでしょうけれど、どういうふうな感じでそのイベントが内容的に、あるいは対象者とかやり方とか、何かありましたらそれを教えていただきたいというふうに思います。

それと、予算とはちょっとありますけど、スポーツ合宿のほうで、この制度で来られたのかどうか分かりませんが、例えば夏なのに、合宿に夏休み利用して、ある学校が合宿に来ていて、それで途中1時間2時間海水浴をやりたいよということで、私の地元の吉佐美のほうへバスで来たことがあるんですけど、そういうふうなことの情報が、もう少し何か分かっていたら、こちらもいろいろ対応して、少し料金を安くしましたけれど、そういう対応をして地域でできるもてなしというのがあればということなんで、満遍なく情報を誰彼なく

広げることはできないでしょうけれど、何らかそういうふうな情報が入ったら、関係のところにて教えていただくと、まちを挙げて迎えているというような、できると思いますので、その辺工夫をしたらいかがかなとお願いをします。

では、福祉お願いします。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） この広島被爆ピアノの演奏会なんですけれども、終戦80年事業の中で慰霊祭に代わる式典を行おうと思っているのですが、この中で演奏会を実施していただく予定となっております。またそのほかに、小学校で希望される学校がございましたら、そちらで演奏会と、あと、この広島の被爆ピアノが広島市の矢川ピアノ工房さんという平和運動の一環として、この原爆被爆ピアノを全国巡演コンサートを実施しております、それを小学校のほうで御披露いただこうかなというふうに計画をしております。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、予算書のほうでちょっと債務負担の関係を教えていただきたいんですけども、8ページ。すみません、下田市の通史編印刷製本業務が限度額550万ということで、説明の中では、先ほど57ページですか、そちらのデータ作成業務委託352万円を組み替えたというようなお話だったと思います。こちらについては、昨年度の補正予算で、全額間に合わないからというような、いわゆる全額減額して今年度当初予算に乗ったものだと思いますけど、ちょっとその辺の理屈を教えてくださいたいと思います。

それと、その下のふるさと納税寄附管理プロモーション業務委託料、これは限度額がこの業務委託費のうち本市が負担するべき額となっておりますが、これは一体どのような理屈になっているのか、出来高で支払われるのかというような部分について、教えていただければと思います。

あと、57ページですけども、学校給食管理運営事業で炊飯設備設置工事設計業務委託ということで、給食の米の、米飯の炊飯をやられるというようなことなんですけど、今年度設計を委託して、実際に工事をやられるのは、スケジュール感について教えてくださいたいのと、これについては、新たに建屋か何かを建ててつくられるのか、それとも今現在の給食センターの中に設置されるのか。あと、麺とかも、米が週に3回でしたっけか。麺が1回のパンが1回、献立変えれば良いと思うんですけども、麺も大分納入される業者さんのほうが厳しいというような中で、ちょっとそういう関係の主食類どうされるのか。

またあと、認定こども園での米飯関係とかはどうされるのか。すみません。その辺を教えてくださいいただければと思います。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 私からは、下田市史通史編の印刷製本について御説明させていただきます。

まず、この通史編につきましては、市史の編さん事業の調査成果ということで資料編を何冊か出している中で、そういったものを踏まえて下田の原始から中世にかけての歴史を叙述する内容となっております。当初の計画では、令和7年度に現行のデータのほうを作成しまして、令和8年度に印刷する予定でありましたが、編さん委員の執筆作業が非常に順調に進みまして、また編さん、編集作業のほうも完了しましたので、今般組み替えて、データ作成と印刷製本を一連の作業の中で実施をしまして、費用の抑制を図るものとなります。

事業期間につきましては、校正作業等に約8か月程度とちょっと想定をしまして、債務負担行為を設定させていただき、令和7年、8年の2か年事業として執行させていただきたいものとなります。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私のほうからは、債務負担行為のふるさと納税寄附管理プロモーション業務委託料についてですが、こちらの限度額の、本市が負担する額とは議員のおっしゃるとおり、出来高で払うというものです。こちらににつきましてはふるさと納税に関しまして、サイトの今管理をやっている業者がいるんですけど、これを来年度に向けてプロポナリを行い、業者選定をしたいと思っております。ですから7年から9年までとなっておりますが、7年度は0円で、8年度から9年度、経費が発生するということとなります。

この出来高というのは、ふるさと納税の寄附額に対して何%という契約を、今も複数の業者から結んでおります。ですので、決まった業者と寄附額に対してパーセントを掛けた額が支払いとなりますので、こういった本市が負担する履歴イコール出来高ということとなっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私は、炊飯設備の設計業務の関係でお答えいたします。

まず、スケジュールのほうは、できればやはり給食を止めなければいけない工事が出てき

ますので、夏休みを使ってと一部はというふうに考えております。ですから、当初のほうに工事のほうは上げられればという思いではありますが、そこはまた全体的な市の財政状況も踏まえて、決定していくような流れにはなろうかと思えます。長期の休みを使ってというところは、一部出てくるというふうに考えております。

建物に関しては、一部増築することを予定しております。場所的にはコンテナプール、一番奥のほうのあそこの備蓄倉庫のところをメインに炊飯室に変更をして、さらに搬入できるようにということで、外に一部増築をしてということで予定をしております。そちらの、一応委員会用にまた図面だとか分かるのは用意をしておりますので、また後ほどお配りさせていただければというふうに思います。

確かに主食というところで、米飯と麺とパンというのは非常に課題で、1社しかないというところで懸念していて、今回炊飯のほうを一番業者さんといろいろ、シダックスさんのほうにも相談をして、調理場をうまく運営する場合はどういう形でいだろうかというのを非常に検討した結果、これでいきたいということでお話をいただいたものですから、栄養士のほうと相談をして、こちらでいかせていただきたいということで考えています。これで、ご飯のほうがある程度形ができれば、いろいろ炊込み御飯だとか、いろいろ混ぜ御飯だとか、非常に子供たちにとっても非常にプラスになるんじゃないかなということで、ぜひ炊飯設備のほうは優先してさせていただければというふうに考えております。

また、麺とパンに関しても、やはりそこは課題になっていまして、特に麺のほうが近々の課題というふうに考えております。業者さんのほうから、なかなかこれから継続するのも難しいというお話をいただいておりますので、そこは現在、この夏休みも試食をしたということで、試験的にちょっと釜を使って冷凍麺でどんな感じになるんだろうかということで、何か試験的に調理員さんたちは実験をしていただいたというふうに聞いております。そういう方向も、パンに関しても場合によってなくなってしまえば、冷凍を使ってというところが現実的かなというところはあるんですが、できるだけ今東伊豆の麺をお願いしている業者さんのほうに、継続していただく回数を減らせばいいのかとか、そういうところも検討をしているような状況となっております。

あと、こども園のところに関しては実際4釜あって、それで実際使うのは3釜なので、1釜は使おうと思えば使えますというような話はあったんですが、その部分と分かれてしまうよりは一括でやったほうが効率的だろうというところで、こども園のほうの炊飯施設のほうは使わないというところで、一応園のほうと相談をしながら、栄養士のほうと相談をし

ながら、今の形で。また、園のほうに関してはやはり、3歳未満のほうに関しては施設内の調理というのが義務づけられているというところもあったものですから、その辺の統合だとかいろいろ検討もあったんですが、そのままの形がいいだろうというふうな判断をいたしました。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、今の炊飯施設の関係ですけれども、保育所、ごめんなさい、2号認定と3号認定でしたっけか、というようなことで、0、1、2歳は自園調理が原則というようなことで、例えば認定こども園の炊飯施設を改修して、例えば米を炊飯してもらおう。0、2歳までの給食を調理してもらおう。3歳以上の子供の給食は給食センターでつくる、意外にそうしたほうが意外と改修費用が軽くなる可能性があるのではないかと、ちょっとすみません、思ったもので、ちょっとその辺は検討されたのか、まずちょっと搬入だとか、配送だとか、食材の受入れだとかちょっといろいろあるかと思えますけど、その辺検討されたのでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） こども園のほうを広く改修するということは、検討はしておりません。こども園の今の調理場の中で何らか形、使えるのかどうかというところは一応検討はしたんですが、今後統合するに当たって、要は0歳が増えるということで、やはり置場というか、非常に場所、スペースを今まで以上に使うようになるので、スペースが逆にどんどん、来年度以降は足りなくなりますというようなところもあって、それ以上はちょっとなかなか増やすというのは難しいよというようなお話を栄養士のほうとはさせていただきましたが、ちょっと増築してというところまでは、そこまでの検討はしていない経緯になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 補正予算の8ページの債務負担行為の、防災行政無線の設備移設工事ということで、7年度から8年度かけて1,311万ほどで負担措置が出されてますが、この内容についてどういうものなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、概要のほうの15ページでございますが、失礼しました、7ページですが、過疎

債で4,000万ほど借りて、白浜小学校の運動場の整備に充てるということですが、これについて。

それからまた、7ページの白浜漁協の落石防止に4,900万ほど起債をして、水産債を借りて、落石防止のための工事をするという事で支出のほうも出ておりますが、それについてお尋ねをしたいと思います。

それから、15ページの説明、概要の説明のほうの15ページですが、新庁舎整備工事に通信情報施設に3,000万ほど補正が出されておりますが、これの内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、下から3行目に長期債の利子が862万2,000円ほど減額になったと。借入金の確定によるということ、利率が下がったということがこの860万ほどの減になったかと思うんですが、どうしてもこの債権を借りている、借金をしている中で利子が絡まるということは財政的には有利なことになると思うんですが、今後の傾向としては、この長期利子が払わなくて、金額が少なくなるような形の傾向にあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、17ページの下から4行目の保健衛生事務でございますが、医療関係の物価高騰対策支援200万ほど予算措置がされて、これは下田看護学校への援助という説明だったかと思うんですが、全体的に医療関係への物価対策の実態はこれに合わせてどうなっているのかと。看護学校及びこの病院等への補助金等々が、関連のものかと思いますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

さらに、19ページのちょうど3分の1ぐらいのところ、広域ごみ処理施設の事業ですが、環境対策課ですが、訴訟代理人の業務委託110万4,000円という補正が出ておりますが、結局1市3町の焼却施設は進められないような形になっている中で、訴訟代理人に110万円の、弁護士費用ということになるかと思いますが、こういう費用がどうしても必要なのかと。むしろこれらは、原告と話し合っただけで訴訟を終わらせるなり等々含めて、このような費用が必要でないような措置を取るべきではないかと思うわけですが、訴訟代理人業務委託111万4,000円とはどういう内容なのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど移住交流推進事業の2地域のコーディネーターについてお話がありましたが、一般社団法人の地域、一般社団法人の、何ていうところだったかちょっと聞きもしたものですから、お尋ねしたいということと、社団法人が責任を持ってくれるのか、あるいは社団法人のある特定の人が、コーディネーターとして責任を持って事業展開をしてくださることになるのか、お尋ねしたいと。

そして、具体的にコーディネーターということになりますと、2地域で居住をしたいという人をコーディネートするってことになろうと思いますので、下田市民でない方をコーディネートするってことになるのではないかと思いますので、具体的にこの2地域に住まわって、ただ住むだけではなくて、そこで御商売をするなり事業をするなり展開をするということになろうかと思うわけですが、どういうことがイメージとして想定ができるのか、ちょっとどういうことかなというのがイメージが湧かないものですから、お尋ねをしたいと思います。

それから、21ページの上のほうに低濃度のPCBの分析委託が55万9,000円、敷根のプールという具合に聞いたんですけど、敷根プールのPCBの調査がどういうわけで必要で、どういう、ごめんなさい、あずさ山の家、ごめんなさい、これはあずさ山の家でした、これは結構です、すみません。

それから、先ほどそのところで、白浜漁協ののり面の1,100万、先ほどの、地方債と連動してこようかと思うんですけども、4,900万のうちそれぞれがここに出てこようかと思いますが、どういう内容かお尋ねをしたいと思います。

それから、21ページの公共交通の事業者の価格高騰対応補助金が800万ほど予定されていますが、ここで言う公共交通の事業者の想定してる対象者はどういう事業所なのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、港湾改修の負担金が600万ほど県営の負担金が出ておりますが、これらの負担金の関係と、放置船との関係はどういう具合になってんのかということについてお尋ねを、過去の放置船についてどういう関係になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、23ページのほうの修繕費で低濃度のPCB、これが60万ということで敷根プールというような説明を先ほど受けたかと思うんですけども、どうして敷根プールで低濃度のPCBというのは、どういうものを想定して業務委託をするのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） まず、補正予算書の8ページの債務負担行為の補正、追加で、防災行政無線設備の移設工事ということで御質問がございましたけれども、先日全員協議会の中で機構改革の話がございましたけれども、それに伴うのもあるんですけど、今災害対策本部はこちらになっているんですけど、新しく建ちますと、向こう側に災対本部ができる

と。それに伴って防災安全課のほうも今のところから移る予定でおりまして、そうなりますと今ある、今はあそこ、2階でやってるんですけど、からもう一度移らなきゃならないということで、その移設工事の契約までは行いたいということで、今年この債務負担行為の設定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 過疎対策事業債の関係ですが、白浜小学校の屋内運動場の屋根の改修工事ということで、要は体育館のほうの改修工事です。今回雨漏りがひどくて、私も現地を見に行きましたが、やはりなかなか特定ができないということで、業者さんのほうにも一応見ていただいたんですが、やはり部分的な改修はなかなか難しいだろうということで、今回申し訳ありませんが全面的な屋根の防水工事をさせていただきたいということで、4,000万計上させていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） それでは、まず最初に落石防止の工事の関係について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、6月16日に、板見漁港の下りていって左側になりますけれども、ネットのほうがあるんですけども、こちらのほうに、2メートルぐらいに落石が、石が落ちてきたという形になります。ネットによって、遠くまでといいますか防ぐことができましたけれども、こちらのほうは応急的に撤去のほうはさせていただいたところでございます。

こちらにつきましては、まだ今後落石の防止が可能性があるものですから、ネットをかぶせるというような形の工法で予定しているという形でございます。

あと、財源といたしまして、地方債のほうの緊急自然災害防止対策事業債によって行う予定でございます。こちらにつきましては、充当率が100%、そして交付税措置率が70%というものを使いまして実施する予定でございます。

あと、2地域居住コーディネーターの関係でございます。こちらにつきましては、もう一度実証実験、国交省及び下田市につきましてもコンソーシアムというものをつくりまして一緒にやっているという形になっているものがございますけれども、こちらにつきましては、団体としては、一般社団法人次世代政策研究所というものでございます。こちらについて、こちらについては、この実証実験については実施主体はこちらなんですけれども、今後2居

住コーディネーターについてはそちらの方にやってもらうということではなく、一般的に募集するというのを考えていることとございます。

実証実験のほうで具体的に何をしているかといいますと、コミュニティマネジャー付きの住宅、例えば5人家族でいたんですけども、子供がもう出ていってしまって1人しか住んでないと、といった空き家というのが多くあるような方がいるかと思えます。例えば、そういった方にコミュニティマネジャーになってもらうことで、空いてる部屋を2地域居住者にたまに貸すというような契約していただくという形になります。コミュニティマネジャーは、毎日住まれる、2居住なものですから毎日住まれるわけじゃないんですけども、たまに来て住むという部分で、家賃を設定して家賃をいただきながら、その方々をコミュニティマネジャーとしまして、仕事、例えばニッチな仕事等に当たっていただくですとか、地域に関わっていただくための活動をしてもらうというような形のビジネスモデルを展開しているところでございます。

こういった形を実証実験で1件やっているものですから、こういった形のケースを数件もっとやっていただく方がいないのかなという部分の紹介のほうを2地域居住のコーディネーターのほうにやっていただくことで、このビジネスモデルについて1件でも2件でも増えればという部分と、あと、2地域居住の方の相談等につきましては、主にSNS、今も現在もやってるんですけども、そちらのサイト等を引き継いで運営していくという形を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私のほうからは、14ページの0225、概要書ですね、概要書の14ページの0225庁舎等建設推進事業の中の新庁舎整備工事情報通信設備3,000万円についてお答えいたします。

こちらにつきましては、来年5月の全面開庁に向けまして、さきの全員協議会でも報告しました機構改革と併せて、庁内にDX推進のプロジェクトチームを立ち上げ、今、さらなる窓口業務における市民サービスの向上、また時間外勤務の抑制も踏まえた業務の効率化とともに、ペーパーレスを図るため検討してきました。その結果、現設計に加えて通信機器、無線LANの設置、それに伴う配線のほか、ネットワーク機器工場の設置が必要となったため、改めて情報通信設備工事として追加をお願いするものです。

工事内容につきましては、主なものになりますが、通信機器、無線LANを新築等に10台、

体育館等に5台、そしてこちらの旧中学校校舎等にも40台程度の設置を見込んでおります。6年から7年度にかけての工事の、電気工事の中に一部情報通信工事が1,000万円程度入っているんですけども、今回それを増額することが債務負担の最終年ということではできないので、併せてその1,000万と先ほど申し上げた機器の設置に2,000万円かかりますので、それを別途契約をして発注して、今後のDXの推進に対応していきたいということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 私からは、補正予算の概要の15ページのほうの長期債の利子の関係の御質問について御答弁申し上げます。

借入金に係る利子については、御存じのとおり上昇傾向にございます。そうしたことから、今年度の当初予算では利率を2.2%という形で見込んでございました。そうしたところ、確定としましては加重平均で1.805%となったことから減額となるものです。ちなみに、この利率の加重平均ですが前年は1.278ということで、大きく上昇してきているというところになってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 私からは、概要の17ページでございます。2000番事業の医療機関等物価高騰対策支援金、こちらに関連いたしまして、医療分野の全体的な支援はどうなっているのかというような御質問だったかと思えます。

そちらについてでございますけれども、市民保健課のほうといたしましては、先般補正予算お認めいただいた同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用いたしました事業といたしまして、介護施設と、それから医療機関のほうに支援を行ってございます。医療分野のほうについては、これまでに47施設ですかね、が交付対象ということで交付してございました。

今回、この国のほうの交付金の追加交付を受けて、先に実施いたしました中には含まれておりませんでした看護学校のほうを対象にして支援をするということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私のほうからは、概要の19ページ、訴訟代理人業務委託についてお答えをいたします。

こちらは、清掃組合の訴訟ではなくて、下田市長を被告とした訴訟の分でございます、6月11日に判決が出まして、6月28日に判決が確定したことによる弁護士への報酬の支払いとなります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、まず公共交通、公共交通事業者燃料価格高騰対応補助金800万円の増額ですけれども、こちらは原油価格及び物価高騰の影響を受ける、今回は二次交通、2次公共交通事業者、市内にあるバスとタクシー会社3社に対して補助金の交付を予定しているところです。

次に、県営港湾事業負担事務600万円の増額ですけれども、こちらは港湾の、下田港湾内の事業いろいろあるんですが、その中で航路泊地改良新設溝が当初の予定より大幅に増となって、600万円の増額をさせていただいているものです。難破船とは直接関係ないんですが、ボートパークの整備を検討している中で、今年度、マリーナ計画、ボートパークマリーナ計画というんですけど、まどが浜海遊公園のところのマリーナ計画整備検討詳細設計というものを行っております、それに対して負担をする予定であります。

それから、敷根プールの低濃度PCB分析調査等業務委託60万円ですけれども、こちらの敷根公園の温水プールに高圧コンデンサがありまして、低濃度PCBを含む、もしコンデンサの場合は処分期限が令和8年度末になっておりますので、今回の補正で上げさせていただいて、まず低濃度PCBがあるかどうかを調査するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この議場も新しい庁舎のほうにつくるかと、いや、このままでいいよと、こういう経緯があったかと思うわけですが、この防災無線の移設工事を、新しい庁舎のほうに本部を移るので、移設を1,300万ほどかけて移設をするんだと、こういう内容でございますが、これらはやらなきゃなんない工事なのかと。この役所の中に無線があるわけですから、できる限り余分な費用は使わないというようなことはできないのかと、こういう具合に思うわけです。実態的に災害が起きたときに、本部機能というのはこの庁舎内になるのか、あるいは敷根のサンワークですか、あっちのほうになるのか、どういうことに、両方になるのか、そこら辺を含めて見解をお尋ねをしたいと思います。できる限り進めなくていい事業は、間に合うものはこの庁舎内にはないわけじゃないわけですから、実施しなくても可能ではないか

というような思いもするんですけども、そんなのはこうこうこういうわけで駄目だという事情があれば、お尋ねをしたいと思います。

そうしますと、あと板見の関係は、板見漁港につきましては、砂が入ってきてしゅんせつをしなければならないというようなことと、今回この落石防止のための事業展開をしなければならないという、こういう事情が出てきてよいかと思うわけですが、板見のほうののり面につきましては、この工事をすればほぼ完全に落石の心配はないと、こういうことになるのか、落石があった場合にどこにどのような形になるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 無線の移設に関してですけれども、今防災安全課が2階のスペースで事務をやってまして、その後ろに機材がある状況、そこで対応してるわけですがけれども、防災安全課そのものが移る、新築棟のほうに移るということもありまして、常に周辺といますか、わざわざこっちへ移ってくるというのはいかがかという、そのような状況もありまして、今回ちょっとまた移させていただくと。もともとそういう予定で進んでいたというふうには聞いているんですけども、またちょっと詳しくは委員会のほうで確認はしていきますけれども、一応防災安全課のほうがもう確実に新築棟のほうに移るということで、機材も一緒に移したいというような考えで進んでおります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 板見ののり面でございますけれども、こちらにつきましては現在、事故の後、状況を見ましておおむね40メートルぐらいネットをやる予定でございます。それによって、現在想定しているところについてはカバーできるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の時間外勤務手当を除く人件費及び会計年度任用職員の人件費のうち共済費については、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。

30分まで休憩します。

午後 3 時17分休憩

午後 3 時30分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第57号～議第61号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第61号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）から議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括して御説明申し上げます。

申し訳ございません、説明は着座にて行わせていただきます。

補正予算書の71ページをお開きください。

令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の72ページから75ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算書の、補正予算の概要26、27ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は251万7,000円の増額で、前年度繰越金の

確定に伴うものでございます。

28、29ページ、歳出でございますが、3款1項1目8030稲梓財産区基金積立金125万円の増額は、前年度繰越金の確定により、財政調整基金積立金を増額するもの。

5款1項1目予備費126万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の87ページをお開きください。

令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ752万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の88ページから91ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、30、31ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金2万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

32、33ページ、歳出でございますが、1款1項1目8100駅前広場総務事務10万円の増額は、足湯の温泉使用料。

5款1項1目予備費7万5,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の103ページをお開きください。

令和7年度下田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ4,001万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,701万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の104ページから107ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項2目1節国庫・社会保障・税番号制度システム整備費補助金2万7,000円の増額は、保険証の一体化に係る周知広報事業に対する補助を受け入れるものの。

6款1項1目5節事務費等繰入金20万6,000円の増額は、人事異動等による繰入金、人件費分及び事務費分。同2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金1,000万円の増額は、財源調整のための繰入れ。

7款1項1目1節繰越金2,978万円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

36、37ページ、歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務15万2,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当。同2項1目8320国民健康保険賦課事務60万1,000円の増額は、印刷製本費。同8321国民健康保険徴収事務24万3,000円の減額は、人件費、地方税共同機構負担金。

6款1項1目8490国民健康保険事業基金3,600万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金に積み立てるもの。

8款1項2目8530国民健康保険償還事務378万3,000円の増額は、前年度の給付費負担金、交付金等の返還金の確定によるもの。同2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金122万4,000円の増額は、前年度精算分。

9款1項1目予備費120万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の125ページをお開きください。

令和7年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1章の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,271万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,571万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、補正予算書の126ページから129ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、38、39ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節、第1号被保険者保険料・現年度分保険料1,000万円の増額は、本算定によるもの。

3款1項1目1節国庫・介護給付費負担金現年度分45万円の増額は、介護予防サービス給付費等の組替えによるもの。同2項1目1節国庫・調整交付金・現年度分は、歳出予算の組替えによる充当額の変更。同2目2節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・過年度分28万1,000円の追加は、前年度の追加交付額。

40、41ページをお開きください。

同3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分71万4,000円の減額は、人事異動等に伴う地域支援事業人件費の減額によるもの。同2節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・過年度分28万5,000円の追加は、前年度の追加交付額。

4款1項1目1節支払基金交付金・護給付費交付金・現年度分は、歳出予算の組替えに伴う充当変更。同2目2節支払基金交付金・地域支援事業支援交付金・過年度分145万1,000円の追加は、前年度の追加交付額。

5款1項1目1節県費・介護給付費負担金・現年度分45万円の減額は、介護予防サービス給付費等の組替えによるもの。

42、43ページをお開きください。

同2項1目2節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・過年度分17万6,000円の追加は、前年度追加交付額。同2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業以外）・現年度分35万7,000円の減額は、地域支援事業、人件費の減額によるもの。同2節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業以外）・

過年度分14万2,000円の追加は、前年度の追加交付額。

8款1項1目1節一般会計繰入金・介護給付費繰入金・現年度分は、歳出予算の組替えに伴う充当変更。同3目1節一般会計繰入金・地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分35万7,000円の減額及び、44、45ページをお開きください。

同4目1節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・職員給与費等繰入金169万8,000円の増額は、人件費の増減によるもの。同2節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・事務費等繰入金10万5,000円の増額は、郵便料等事務費の増によるもの。同5目1節一般会計繰入金・低所得者保険料軽減負担金繰入金・低所得者保険料軽減負担金繰入金1,000万円の減額は、本算定に伴う精算。

9款1項1目1節繰越金2億2,000万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

46、47ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目9200介護保険総務事務195万9,000円の増額から同3項2目9207認定調査等事務15万6,000円の減額は、人件費、郵便料ほか。

2款1項3目9219地域密着型介護サービス給付事務300万円の増額。同2項1目9245介護予防サービス給付事務450万円の増額。同3目9249地域密着型介護サービス給付事務50万円の増額。同5項1目9293高額医療合算介護サービス給付事務50万円の増額。同6目1節9285特定入所者介護サービス給付事務900万円の減額。同4目9289特定入所者介護予防サービス給付事務50万円の増額は、給付見込みにより保険給付費の組替えを行うもの。

3款1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業4万9,000円の減額から、同3項1目9349総合相談事業24万7000円の減額。同2目9351権利擁護事業9万9,000円の減額。同3目9353包括継続的ケアマネジメント事業145万9,000円の減額は、人件費。

4款1項1目9375介護給付費準備基金積立金1億1,764万7,000円の増額は、決算に伴い、余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるもの。

6款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金239万円の増額は、前年度分還付未済額の確定によるもの。

6款1項3目9397介護保険償還金事務5,278万9,000円の増額は、精算によるもので、国県返還金及び支払い基金返還金。同2項1目9398介護保険一般会計繰出金4,813万6,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの。

7款1項1目予備費180万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の151ページをお開きください。

令和7年度下田市の後期高齢者保健医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,684万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の152ページから155ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、48ページ、49ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目事務費繰入金48万6,000円の減額は、人件費に伴う繰入金の減。

4款1項1目1節繰越金233万4,000円の増額は、前年度の決算確定によるものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務48万6,000円の減額は、人件費、印刷製本費。

2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金32万9,000円の増額は、令和6年度分の保険料確定に伴い、納付金が増額となるもの。

3款2項1目8780他会計繰出金200万5,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）から議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 37ページ、概要のほうの37ページですが、国民健康保険事業の基金積立金が3,600万積み立てるとするのはそういう意味では喜ばしいことかと思うんですが、結局、国保の基金が取り崩して行って足りなくなるので、2年に一度ぐらいずつ10%ずつぐらい引き上げなければならないという、こういう事情も一方ではあろうかと思うんですが、3,600万円の基金積立てをしますと、基金の総額は幾らになるのかと。そして、そういう意味では毎年3,000万なり4,000万なりの積立金ができるような運営になることは好ましいという具合には思いますけども、どのような見通しを立てているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 概要の、基金についての関係でのお問合せでございます。こちらについては、国民健康保険事業の基金条例第2条の規定に基づいて、毎年度の決算剰余金から財源に充てるべき金額を償還金精算金等の財源に充てるべき金額を控除したうちの2分の1以上を積み立てるというものになってございます。今回、前年度繰越金の8,267万9,494円から償還に充てるべき金額を差し引きまして、7,147万1,578円の2分の1以上である3,600万円を積み立てるというものでございます。

基金の積立額は、去年が2,000万ということで今回増えているということですが、今後の見通しについては、今年もちょうどその2年に一遍の見直しの時期ということを迎えているところでございまして、これから国保運営協議会等、また今回子ども・子育て支援金

の、そちらの徴収というところもございまして、そうした事象も考えながら今後のことについては検討してまいりたいというふうに思っているところです。

積立額が幾らになるかというところ、残高がですね、ちょっと今すみません、手元に細かい資料がなくて、すみません。ちょっとそれは後ほど御提示したいと思います。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 国保及びこの高齢者医療のほうにもつながってまいるわけですけども、先日も親しい方が76歳で、がんで死亡をするというようなことに遭遇をしてるわけですけども、やはり国保や高齢者の費用を削減していくというのは元気な高齢者をつくっていくということになろうかと思うわけです。それで、心臓の病やがんの病は大きく費用を伸ばしているかと思えますけども、そういう点では、予防及び長生きをしてもらっていいですか、そういう点で、運営上はどのようにお考えになっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。特に国保や高齢者の健診というんでしょうか、そういうものの予防の前進が必要かと思えますけども、どういう具合に進められているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 健康増進の関係の計画を昨年度策定してまいりまして、本年度が、から新たな計画期間ということでスタートしているところでございます。長寿命化というところの目標については、その中でも目標に掲げ、大きな課題というところで掲げているところではございますけれども、今、市民保健課のほうとしては取り組んでおりますのが、介護の事業とも合わせまして、一体的な事業というところではございまして、悪くなってから介護認定を受けたりとか、動けなくなってから支援をするということではなくて、早め早めに予防対策を実施していただけるように、フレイル予防等の事業を今展開しているところです。今後も、そちらのほうに力を入れていきたいというふうに思っております。

それからすみません、先ほどの御質問で、基金の残高についてでございますけれども、金額のほうは7,006万2,000円という金額でございました。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の時間外勤務手当を除く人件費及び会計年度任用職員

の person 費のうち共済費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の時間外勤務手当を除く person 費及び会計年度任用職員の person 費のうち共済費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の時間外勤務手当を除く person 費及び会計年度任用職員の person 費のうち共済費については、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第62号～議第63号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上の2件を一括議題といたします。

ここで会議時間を延長いたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）及び議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を一括して御説明申し上げます。

お手元に、下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

すみません、着座にて失礼します。

まず最初に、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございますが、令和6年度決算確定による長期前受金戻入の増額、減価償却費の減額、企業債利

息確定による減額、浄水場の蛍光灯のLED化に伴う追加及び地方債の増額、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整に対応した補正予算を編成したところです。

下田市公営企業会計補正予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、令和7年度下田市水道事業会計補正予算案（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和7年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計4億4,838万円を4億5,372万1,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収支及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款水道事業収益を8,000円増額し、6億6,423万7,000円とするもので、その内訳としましては、第2項営業外費用を8,000円増額し、2,517万1,000円とするものでございます。

支出でございますが、第1款水道事業費用を521万9,000円減額し、6億2,633万7,000円とするもので、その内訳としましては、第1項営業費用を444万5,000円減額し、5億7,490万2,000円に、第2項営業外費用を77万4,000円減額し、4,293万5,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収支及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億8,673万5,000円を、不足する額2億8,673万5,000円を不足する額2億8,217万6,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支額3,220万6,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,275万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億3,887万8,000円を当年度分損益勘定留保資金2億3,698万6,000円に、減債積立金1,565万1,000円を減債積立金1,243万2,000円にそれぞれ改め、資本的収支及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入は、落合浄水場内の蛍光灯をLED化するに当たり、企業債を追加するもので、990万円増額し、内訳としましては1項企業債を990万円の追加し、3億2,550万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出の内訳としましては、第1項建設改良費を534万1,000円増額し、4億6,580万2,000円とするものでございます。

2ページ目をお開きください。

第5条は企業債で、予算5条を次のとおり補正するもので、起債の目的は建設改良費、限度額を990万円増額し、3億2,550万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するもので、第1号は、職員給与費9,669万1,000円を9,358万3,000円に改めるものでございます。

続きまして、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和7年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。まず、上段の収入でございますが、1款水道事業収益での8,000円の増額は、2項営業外費用、3目長期前受金戻入8,000円の増額で、令和6年度決算確定による長期前受金の資産振替の結果によるものでございます。

続きまして、下段の支出でございますが、1款水道事業費用の521万9,000円の減額は、1項営業費用、3目受託工事費から5目総係費までのそれぞれ3万9,000円の減額、1万7,000円の減額、239万3,000円の減額は、本年4月の人事異動に伴う人件費の調整によるもの。6目減価償却費199万6,000円の減額は、令和6年度決算確定による減額でございます。

2項営業外費用77万4,000円の減額は、1目企業債利息の利息及び企業債取扱諸費で、令和6年度に借り入れた企業債の利率確定による21万9,000円の減額、及び2目消費税及び地方消費税55万5,000円の減額でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

まず、上段の資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入990万円の追加は、1項企業債の追加で、内訳は1目企業債を990万円追加するものでございます。

続きまして、下段の支出です。1款資本的支出は534万1,000円の増額で、内訳は、1項建設改良費で、本年4月の人事異動による人件費に調整によるもの及び落合浄水場の蛍光灯のLED化に伴う工事請負費の追加でございます。

89ページは、職員給与費で職員費明細書です。

10ページから12ページをお開きください。

令和7年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第2号の予定額を増減した予定貸借対照表で、10ページ末尾に記載してございます資産合計は72億9,894万円となり、末尾に記載してございます。資産合計と、負債資本合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページをお開きください。

令和7年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキ

キャッシュフローが6,003万1,000円に、投資活動によるキャッシュフローがマイナス4億2,992万8,000円、財務活動によるキャッシュフローが1億8,061万6,000円となり、資金減少額が1億8,900万2,000円となるものでございます。令和7年度資金期首残高5億4,753万9,000円から資金減収額を差し引きますと、期末残高が3億5,853万7,000円となるものでございます。

続きまして、議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

引き続き、下田市公営企業会計補正予算書をお手元に御用意をお願いします。

まず、今回の補正の内容でございますが、令和6年度決算額確定による長期前受金戻入の増額、減価償却費の減額、企業債利息確定による増額、国庫補助金減額内示に伴う企業債の減額及び工事請負費の減額、委託料の増額及び本年4月の人事異動に伴う人件費の調整に対応した補正予算を編成を行ったものです。

下田市公営企業会計補正予算の25ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、令和7年度下田市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和7年度下田市公共下水道事業会計予算事業第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として管渠整備事業費及び処理場改良事業費の合計2億3,834万3,000円を1億7,752万9,000円に改めるものでございます。

3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入でございますが、第1款公共下水道事業収益を35万9,000円を増額し、8億8,747万1,000円とするもので、その内訳としましては、第2項営業外費用を35万9,000円増額し、7億1,945万3,000円とするものでございます。

続きまして、支出でございますが、第1款公共下水道事業費用を397万2,000円減額し、7億4,424万2,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を458万7,000円減額し、6億9,591万円とするもので、内訳としましては、本年4月の人事異動に伴う人件費の調整及び減価償却費の減額。第2項営業外費用を61万5,000円増額し、3,733万1,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中不足する額3億7,018万1,000円を不足する額3億7,746万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,500、失礼いたしました、1,051万5,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的

収支調整額906万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億4,353万6,000円を当年度分損益勘定留保資金2億3,841万3,000円に、減債積立金7,160万3,000円を減債積立金1億725万7,000円に、当年度分利益剰余金予定処分額4,443万7,000円を当年度分利益剰余金予定処分額2,272万8,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を6,810万円減額し、1億7,890万7,000円とするもので、その内訳としましては、第1項企業債を2,310万円減額し、8,520万円、第3項国庫補助金を4,500万円減額し、6,000万円とするもので、国庫補助金の内示による減額です。

支出でございますが、第1款資本的支出を6,081万4,000円減額し、5億5,637万4,000円とするもので、その内訳としましては、第1項建設改良費を6,081万4,000円減額し、1億7,753万円とするもので、国庫補助金の内示により、事業費を減額、本年4月の人事異動に伴う人件費の調整を行うものです。

26ページ目をお開きください。

第5条は企業債で、予算第6条を次のとおり補正するもので、起債の目的、公共下水道事業債限度額2,310万円を減額し、8,520万円とするもので、起債の方法、利率、償還方法は変更ございません。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、予算第9条を次のとおり補正するもので、第1号職員給与費3,912万8,000円を3,949万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、28、29ページをお開きください。

令和7年度下田市公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。まず、上段の収入でございますが、1款公共下水道事業収益を35万9,000円増額するもので、内訳としましては、2項営業外収益35万9,000円の増額は、令和6年度決算確定による3目長期前受金戻入の増額でございます。

続きまして、下段の支出でございますが、1款公共下水道事業費用397万2,000円の減額をするもので、内訳としましては、1項営業費用、4目総係費の増額は、本年4月の定期人事異動による人件費の調整によるものです。5目減価償却費は476万4,000円の減額で、令和6年度決算確定によるものです。2項営業外費用61万5,000円の増額は、令和6年度に借り換えた企業債の利率確定による増分でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、上段が収入でございます。1款資本的収入を6,810万円減額するもので、内容は1項企業債、1目企業債2,310万円の減額及び3項1目国庫補助金4,500万円の減額は、国庫補助金の内示によるものでございます。

続きまして、下段が支出ですが、1款資本的支出を6,081万4,000円減額するもので、内容は1項建設改良費、1目管渠整備事業費42万5,000円の増額は、工事請負費の追加及び本年4月の人事異動による人件費の調整によるもの。2項処理場改良事業費6,506万4,000円の減額は、国庫補助金内示による工事請負費の減額、委託料の増額及び本年4月の人事異動による人件費の調整によるものでございます。

32、33ページは給与費明細書です。

34ページから36ページをお開きください。

令和7年度下田市公共下水道事業予定貸借対照表でございます。補正第1号の予定額を増減した予定貸借対照表で、34ページ末尾に記載してございます資産合計は101億5,753万3,000円となるもので、30ページ末尾に記載してございます負債資本合計は101億5,753万3,000円となり、資産合計と負債資本合計とは一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

37ページを御覧ください。

令和7年度下田市公共下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローが3億8,847万4,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス1億280万4,000円、財務活動によるキャッシュフローがマイナス2億6,012万1,000円となり、資金増加額が2,554万9,000円となるものでございます。令和7年度資金期首残高1億9,199万5,000円に資金増加額を加えますと、期末残高が2億1,754万4,000円となるものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）及び議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の人件費及び会計年度任用職員の人件費のうち法定福利費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第63号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の人件費及び会計年度任用職員の人件費のうち法定福利費については、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

今後の日程の、日程につきましては、16日から26日までの間に決算審査特別委員会の審査、29、30日は各常任委員会の審査をお願いし、10月1日本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、13日から15日、20日、21日、23日、27日、28日は休会といたします。

お疲れさまでした。

午後4時20分閉会